

資 循 第 1 3 3 8 号

令 和 6 年 7 月 2 2 日

大阪府環境審議会

会長 辰巳砂 昌弘 様

大阪府知事 吉村 洋文



リサイクル製品認定制度のあり方について（諮問）

標記について、貴審議会の意見を求めます。

リサイクルについては、関連法令が整備されるとともに、施策が総合的かつ計画的に推進されてきたことで、全般的に大きく進展してきました。

しかしながら、循環資源の種類によっては、持続的な利用を可能とする、質の高いリサイクルが低い割合にとどまっているといった課題があります。

国においては、次期循環型社会形成推進基本計画において、サーキュラーエコノミーへの将来的な移行を踏まえ、製品の製造から廃棄物処理・リサイクルまでを含む静動脈産業連携の一層の促進を進めようとしています。

また、国の試算によると、国内の温室効果ガス排出量のうち、資源循環が貢献できる余地のある量は約36%とされており、カーボンニュートラルの観点からも、リサイクル分野における一層の取組の推進が求められています。

海洋プラスチックごみ問題への対応については、大阪府・大阪市が共同で「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」実行計画を策定し、幅広い関係者とのパートナーシップのもと、海洋プラスチックごみの削減のための様々な施策に取り組んでいます。

大阪府においては、平成16年度に循環型社会形成推進条例に基づき、リサイクル製品認定制度（以下「認定制度」という。）を創設し、資源の循環的な利用の促進や循環型社会の形成に寄与する事業者の育成に努めてきました。

上述の状況を踏まえ、循環資源の持続的な利用やカーボンニュートラルの実現など、社会の動きにも対応した、より付加価値の高いリサイクル製品の普及が促進される制度となるよう、今後の認定制度のあり方について、貴審議会の意見を求めるものです。



認定制度の概要

1. 経緯

- 国において、循環型社会形成推進基本法（2000年）、容器包装リサイクル法（2000年）などの各種リサイクル法の制定が進む。
- 都道府県においてもリサイクル推進への動きが活発化し、それ以降、47都道府県のうち40道府県で認定制度化（令和3年実績）

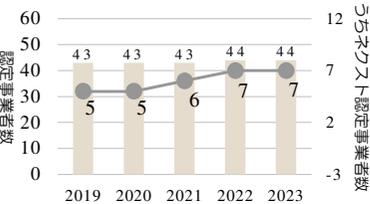
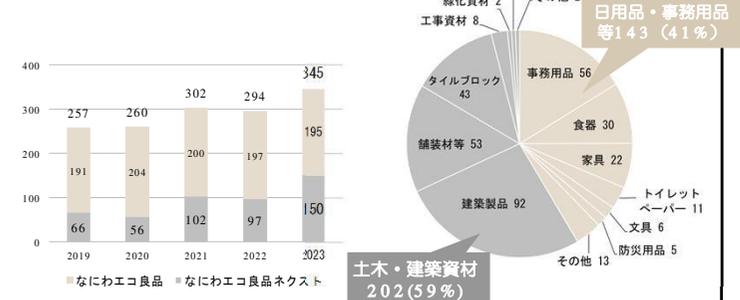
2. 目的

- 循環資源の循環的な利用の促進
- 循環型社会の形成に寄与する事業を営むリサイクル事業者の育成

3. 概要

- 認定対象となる製品
 - ・ 府内で発生する循環資源を使用し、国内で製造する製品
 - ・ 国内で発生する循環資源を使用し、府内で製造する製品
- 認定期間 3年間 ■ 認定手数料 18,000円

4. 認定等の現況

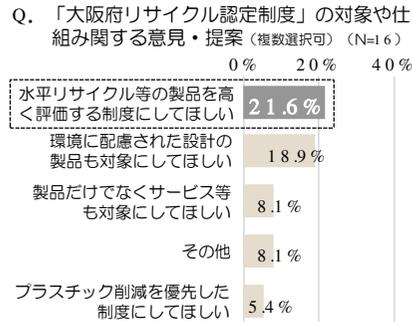


【参考：他府県の制度との比較】

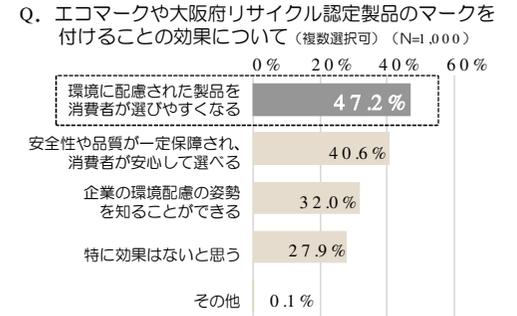
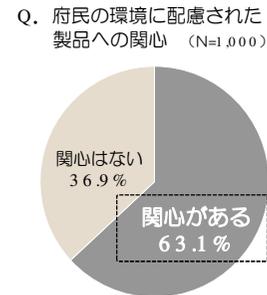
- 認定数 ※大阪府は全国第5位（令和4年度時点）
 - ・ 愛知県（1356資材）、広島県（445製品）、岡山県（385製品）、青森県（364製品）、大阪府（294製品）
- 手数料 ※府を含めて3府県で徴収
 - ・ 大阪府（18,000円）茨城県（新規：20,130円、更新：14,300円）、沖縄県（新規：48,400円、更新：33,000円）

事業者、府民の意識・国や産業界の動き

1. 事業者の意向等

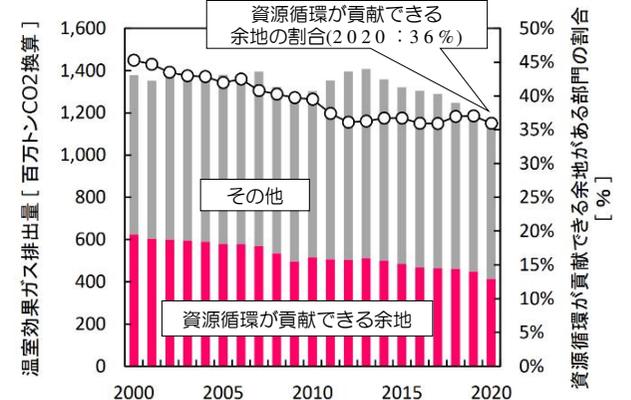


2. 府民意識



3. 国や産業界の動き

- ・ 国では、「プラスチック資源循環法」、「第5次循環型社会形成推進計画（R6年度策定予定）」において、循環経済（サーキュラーエコノミー）への将来的な移行を踏まえ、製品の製造から廃棄物処理・リサイクルまでを含む静動脈産業連携の一層の促進を求めている。
- ・ 国が策定した「循環経済工程表（2022年9月）」では、国内の温室効果ガスの排出量のうち、資源循環分野が貢献できる余地がある排出量の割合は約36%と試算されており、サーキュラーエコノミーへの移行がカーボンニュートラルの実現に資する重要な取組であることが示されている。
- ・ 産業界においても、大手企業を中心に、脱炭素に向けたサーキュラーエコノミーへの移行を見据えた取組みがみられる。



※出典 環境省「第四次循環基本計画の第2回点検及び循環経済工程表の策定について」

4. 大阪ブルー・オーシャン・ビジョンの実現

- ・ 本ビジョンの目標達成に向け、大阪府・大阪府が共同でプラスチックによる河川や海洋汚染の防止に率先して取り組むため、数値目標や具体的な施策等を含めた「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」実行計画を策定（2021年3月）。
- ・ 住民、事業者、NPO等の団体、周辺自治体など幅広い関係者とのパートナーシップのもと、海洋プラスチックごみの削減のための様々な施策を展開することにより、経済・社会・環境の三側面の統合的向上に取り組んでいる。

認定制度の見直しの必要・方向性

- ・ 循環資源の持続的な利用や、「カーボンニュートラル」「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の実現など、社会の動きにも対応した、より付加価値の高いリサイクル製品の普及が促進される制度となるよう、見直しを行う。

スケジュール（案）

- ・ 令和6年7月頃：環境審議会に諮問 ⇒ リサイクル製品認定部会において審議・検討（計4回）
- ・ 令和7年7月頃：環境審議会から答申 ⇒ 認定要領の改訂、新制度での認定手続き開始

大阪府環境審議会リサイクル製品認定部会委員名簿

氏名	職名	委員の選定理由	備考
川合 早苗 (かわい さなえ)	公益社団法人全国消費生活相談員協会関西支部副支部長	消費者問題の専門家として、公益社団法人全国消費生活相談員協会からの推薦により選任	
貫上 佳則 (かんじょう よしのり)	大阪公立大学大学院 教授	廃棄物分野の専門家であり、廃棄物の再資源化やリサイクルに関する研究活動等を行っており、他に得がたい知識・経験を有することから選任	部会長
藤田 香 (ふじた かおり)	近畿大学 教授	環境経済学の専門家であり、環境税を中心に環境政策手段に関する研究活動等を行っており、他に得がたい知識・経験を有することから選任。	部会長代理
以上 環境審議会委員 計3名 (五十音順)			
赤尾 聡史 (あかお さとし)	同志社大学 教授	環境負荷・リサイクル技術に関する研究活動等を行っており、廃棄物・環境汚染分野に精通していることから選任	
大下 和徹 (おおした かずゆき)	京都大学大学院 准教授	廃棄物・循環資源に関する研究活動等を行っており、処理・再資源化等の技術プロセスや効率的な技術システム分野に精通していることから選任	
以上 環境審議会専門委員 計2名 (五十音順)			
合 計 5名			

大阪府環境審議会条例（抜粋）

（平成 6 年大阪府条例第 7 号）

（設置）

第一条 環境基本法(平成五年法律第九十一号)第四十三条第一項及び自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)第五十一条第一項に規定する審議会その他の合議制の機関として、大阪府環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

（部会）

第六条 審議会に、次の各号に掲げる事項を調査審議させるため、当該各号に定める部会を置く。

一～三 (略)

- 2 審議会は、前項各号に定める部会のほか、必要に応じて部会を置くことができる。
- 3 部会に属する委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 4 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。
- 5 部会長は、部会の会務を掌理する。
- 6 前三項に定めるもののほか、部会の組織及び運営に関し必要な事項は、審議会が定める。
- 7 前条の規定にかかわらず、審議会は、その定めるところにより、第一項各号に定める部会その他必要と認める部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

大阪府環境審議会リサイクル製品認定部会運営要領

第1 趣 旨

この要領は、大阪府環境審議会条例(平成6年大阪府条例第7号。以下「条例」という。)第6条第2項の規定により大阪府環境審議会(以下「審議会」という。)に設置するリサイクル製品認定部会(以下「部会」という。)の組織及び運営について定める。

第2 組 織

- (1) 部会は、条例第6条第3項の規定により、次に掲げる者につき、会長が指名する委員及び専門委員で組織する。
 - ① 条例第2条第1項第1号に規定する委員 3人以内
 - ② 条例第3条第2項に規定する専門委員 若干人
- (2) 部会に部会長を置く。部会長は、条例第6条第4項の規定により会長が指名する。
- (3) 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長の指名するものがその職務を代理する。

第3 会 議

- (1) 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。
- (2) 部会は、これに属する委員、専門委員の二分の一以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- (3) 部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- (4) 部会は、大阪府循環型社会形成推進条例(平成15年大阪府条例第6号)第12条に規定する再生品の認定に関し、次に掲げる事項について審議する。
 - ① 再生品の認定その他再生品の認定に関し必要な事項に関すること
 - ② 再生品の認定のあり方に関すること
- (5) 前号①に規定する事項に係る部会の決議は、条例第6条第7項に定めるところにより、審議会の決議とする。
- (6) 部会長は、部会で決議した事項については、次の審議会に報告しなければならない。

第4 補 足

この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要領は、平成24年11月19日から施行する。

この要領は、平成26年9月12日から施行する

(大阪府リサイクル製品認定要領)

大阪府リサイクル製品認定要領

(目的)

第1条 この要領は、大阪府循環型社会形成推進条例（平成15年3月25日大阪府条例第6号。以下「条例」という。）第12条に規定する再生品の認定について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 認定申請 条例第12条に規定する申請をいう。
- 二 認定リサイクル製品 条例第13条に規定する認定リサイクル製品をいう。
- 三 認定証 第4条第4項の規定により交付する大阪府認定リサイクル製品認定証をいう。
- 四 認定証交付者 認定証の交付を受けた者をいう。

(申請の募集)

第3条 府は、認定申請の募集を年1回行うものとする。

(認定申請)

第4条 認定申請をしようとする者は、募集期間内に、次の各号に掲げる事項を記載した様式第1号による申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 別表第1に掲げる分類番号及び品目名
- 三 製品名
- 四 製品の主な仕様
- 五 製造加工場所の名称及び所在地
- 六 府内の主な販売拠点の名称及び所在地
- 七 販売の方法等
- 八 製品の原材料の状況
- 九 品質保証に関する規格等への適合状況
- 十 生産及び販売するにあたって必要な廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく許認可等
- 十一 製品の品質・安全性への配慮
- 十二 環境法令等の遵守状況
- 十三 製品の使用済品の回収状況及びリサイクルの状況

- 十四 年間生産量及び年間販売量又はこれらの申請時における予定数量
 - 十五 販売価格又は標準小売価格
 - 十六 販売開始日又は販売開始予定日
 - 十七 その他参考事項
- 2 認定申請には、当該製品のサンプル及び写真並びに次の各号に掲げる書類又は図面を添付するものとする。
- 一 申請者の事業概要を示す書類
 - 二 当該製品の製造加工場所の付近見取図
 - 三 当該製品の製造加工工程図
 - 四 当該製品の説明書等
 - 五 第6条第1項に規定する認定の基準に適合していることを証する書類
 - 六 当該製品の使用済品の回収及びリサイクルの状況を示す書類
 - 七 再申請の場合にあっては、既に交付された認定証の写し
 - 八 その他審査に必要な書類又は図面
- 3 認定申請をしようとする者は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。
- 一 当該製品を自ら製造又は販売する者
 - 二 当該製品の製造又は販売の拠点を府内に有する者
- 4 知事は、第1項の申請が第5条及び第6条第1項の規定に適合すると認めるときは、当該製品を認定リサイクル製品として認定し、様式第2号による認定証を交付するものとする。

(認定対象製品)

- 第5条 認定の対象となる製品は、別表第1に定める品目のうち、次の各号のいずれにも該当する製品とする。
- 一 府内で販売されている製品であること又は申請日から6か月以内において府内で販売されることが確実な製品であること。
 - 二 次のいずれかに該当すること。
 - イ 府内で発生する循環資源を使用し、日本国内で製造される製品であること。
 - ロ 日本国内で発生する循環資源を使用し、府内で製造される製品であること。
 - 三 生活環境汚染防止に関する措置が講じられている事業場において、適法に製造される製品であること。

四 申請日又は申請日から6か月以内において製造が可能な製品であること。

(認定の基準及び区分)

第6条 認定の基準は、別表第2のとおりとする。

2 前項に規定する認定の基準に適合する製品(次項に規定する製品を除く)を、第1区分とする。

3 第1項に規定する認定の基準に適合する製品であつて、当該製品の使用済品を製造者が自ら回収し、使用済品が素材としてリサイクルされる製品を、第2区分とする。

(変更等の届出)

第7条 認定証交付者は、第4条第1項第一号及び第三号の事項に変更があつたとき又は認定を受けた製品の一部を廃止するときは、変更又は廃止のあつた日から30日以内に様式第3号により、認定証を添えて、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、第4条第1項第一号の事項の変更に伴い第10条第1項第二号の規定により認定の効力を失効する場合を除く。

2 認定証交付者は、第4条第1項第四号から第十二号に掲げる事項に変更があつたときは、変更のあつた日から30日以内に様式第3号により、その旨を知事に届け出なければならない。この場合において、第4条第1項第五号に掲げる事項に変更があつたときは第4条第2項第二号に掲げる図面を、第4条第1項第八号から第十二号に掲げる事項に変更があつたときは、第4条第2項第五号に掲げる書類を添付するものとする。ただし、第4条第1項第五号及び第六号並びに第八号から第十二号に掲げる事項の変更に伴い第10条第1項第二号の規定により認定の効力を失効する場合を除く。

3 認定証交付者は、第4条第1項第十三号に掲げる事項に変更があつたときは、変更のあつた日から30日以内に様式第3号により、認定証を添えて、その旨を知事に届け出なければならない。この場合において、第4条第2項第六号に掲げる書類を添付するものとする。

4 認定証交付者の地位を承継した者は、地位を承継した日から30日以内に様式第3号により、地位を承継したことを証する書類及び認定証を添えて、その旨を知事に届け出なければならない。

- 5 認定証交付者は、認定を受けた製品の全部を廃止したときは、廃止した日から30日以内に様式第4号により、認定証を添えて、その旨を知事に届け出なければならない。
- 6 知事は、第1項、第3項及び第4項の届出があったときは、認定証を書換えのうえ、再交付するものとする。

(認定リサイクル製品に係る表示)

第8条 第6条第2項に基づき第1区分に認定された製品については、次に掲げる表示を行うことができる。

- 一 「大阪府認定リサイクル製品」及び「なにわエコ良品」の文字の表示
- 二 知事が別に定める認定マークの表示

2 第6条第3項に基づき第2区分に認定された製品については、次に掲げる表示を行うことができる。

- 一 「大阪府認定リサイクル製品」及び「なにわエコ良品ネクスト」の文字の表示
- 二 知事が別に定める認定マークの表示

(誤認表示の禁止)

第9条 認定リサイクル製品以外の製品については、前条各項に定める表示又はこれと誤認されるおそれのある表示を行ってはならない。

(認定の取消し等)

第10条 次の各号のいずれかに該当したときは、認定の効力は失効するものとする。

- 一 認定を受けた日から3年を経過したとき。
- 二 第4条第3項、第5条及び第6条第1項の規定に適合しなくなったとき。
- 三 既に認定を受けた製品が新たに認定証の交付を受けたとき。

2 認定証交付者は、前項第二号の規定により認定の効力を失効したときは、失効した日から30日以内に様式第4号により、認定証を添えて、その旨を知事に届け出なければならない。

3 知事は、次の各号のいずれかに該当したときは、認定を取り消すことができるものとする。

- 一 第7条第1項から第5項又は前項の規定による届出をしなかったとき。

二 認定リサイクル製品の信用を著しく失墜させるおそれがあるとき。

4 認定の効力が失効した製品については、第8条各項に規定する表示を行ってはならない。

(認定証交付者の責務)

第11条 認定証交付者は、当該製品の生産、流通、販売、使用等において問題が生じたときは、自らの責任においてその処理を行わなければならない。

2 認定証交付者は、当該製品について、必要に応じて認定基準への適合状況を確認するための試験、検査を実施し、その結果を3年間保存しなければならない。

3 認定証交付者は、毎年6月30日までに、様式第5号により、製品の前年度の販売実績等を知事に報告しなければならない。

(環境審議会への諮問)

第12条 知事は、第4条第4項に規定する認定をしようとするときは、あらかじめ大阪府環境審議会の意見を聴かななければならない。

(所掌)

第13条 この要領に関する事務は、環境農林水産部循環型社会推進室において所掌する。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成16年4月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年8月24日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年5月31日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年6月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年11月21日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成27年11月2日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、平成28年4月1日から施行する。

- 一 改正前要領の別表1分類番号3の削除に関する規定
- 二 改正前要領の別表2「品目ごとに定める基準」「その他について」分類番号3の削除に関する規定
- 三 改正後要領の別表第2備考3に関する規定

(経過措置)

2 平成28年3月31日に現に別表1分類番号3にて認定されている製品については、平成28年4月1日から平成31年2月28日までは、次の各号に掲げる規定を適用しない。

- 一 改正前要領の別表1分類番号3の削除に関する規定
- 二 改正前要領の別表2「品目ごとに定める基準」「その他について」分類番号3の削除に関する規定
- 三 改正後要領の別表第2備考3に関する規定

3 改正前要領の別表1分類番号3にて認定する製品は、改正後要領の第6条第2項に規定する第1区分に区分する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成28年3月31日に現に認定されている製品については、平成28年4月1日から平成31年3月31日までは、第3条の規定にかかわらず、年2回、認定申請の募集を行うものとする。

- 3 前項の規定により実施された募集にて認定申請され、第4条第4項に基づき認定を受けた製品であって、認定を受けた日が平成28年10月1日、平成29年10月1日及び平成30年10月1日である製品については、第10条第1項第1号の規定にかかわらず、認定を受けた日から3年5月を経過したとき認定の効力は失効するものとする。
- 4 前項の規定により認定を受けた製品については、第11条第2項に基づき実施する試験及び検査の結果を3年5月間保存しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成30年3月31日に現に認定されている製品については、既に交付されている認定証の認定の有効期間の間は、第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成31年4月26日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和2年3月31日に現に認定されている製品については、既に交付されている認定証の認定の有効期間の間は、第5条及び第6条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和2年7月9日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和3年2月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和3年10月12日から施行する。

別表第1 認定対象品目 (第5条関係)

分類番号	品目	製品例	
1	衣服	制服、事務服、作業服、衛生衣、スポーツ着、外衣、下着、寝衣、和服、くつ下・パンティストッキング・タイツ・足袋、帽子・手袋等	
2	工業用繊維製品	ベルト、重布類、袋、包装布、結束材、ファスナ、油吸着材、畳資材、ホース類、合皮基布、電気資材、自動車内張、土木用繊維資材等	
3	衛生用紙	ティッシュペーパー、トイレトペーパー、ちり紙	
4	タイルブロック	セラミックタイル、普通れんが、陶管、建築用セラミックメーソリーユニット、プレキャスト無筋コンクリート製品、建築用コンクリートブロック、ガラスブロック(中空)、インターロッキングブロック等	
5	木材などを使用したボード	パーティクルボード、繊維板等	
6	文具・事務用品	ペン類(鉛筆を含む)、ノート、ファイル、事務用封筒(紙製)、包装紙、包装袋、粘着テープ(布粘着)等	
7	間伐材、再・未利用木材などを使用した製品	屋外用品(土木建築用品、エクステリア)、屋内用品(内装材、構造用材等)、生活・文化用品(玩具、楽器、スポーツ用具等)、梱包用材、木炭(竹炭も含む)、活性炭(調湿材、水質浄化材等を含む)、土壌改良資材等	
8	プラスチック製品	装身具・身辺細貨品	衣類・繊維以外の装身具(ブレスレット、アクセサリ等)、ライター等
		玩具・遊具・スポーツ用品・道具	おもちゃ、スポーツ用具、工具、遊具(釣具等)、楽器、娯楽装置等
		記録メディア等	フィルム、CD-ROM、MDカセット等
		包装用品	シート等
		屋内設備・設置用品	屋内設備、掲示板、ボード、置物、マット等
		農業・漁業・林業用品	養殖用の漁具、農業・林業用シート等
		屋外設備・設置用品	屋外設備、掲示板、ボード、表示板、置物等
		その他の製品	上記以外

分類 番号	品 目		製 品 例
9	土木・建築用製品	舗装材	再生加熱アスファルト混合物、再生路盤材等
		埋戻材	埋戻材
		ボード	木質系セメント板、パルプセメント板、スラグせっこう板、石膏ボード等
		左官材料	既調合軽量セメントモルタル、カラーセメント、かき落としリシン材、既調合プラスター類、セルフレベルリング材等
		塗装材	建築用仕上塗材、仕上塗材用下地調整塗材、一般用さび止めペイント等
		ルーフィング材	アスファルトルーフィングフェルト、合成高分子系ルーフィングシート、網状アスファルトルーフィング、改質アスファルトルーフィングシート、ストレッチアスファルトルーフィングフェルト、あなあきアスファルトルーフィングフェルト、透湿防水シート、住宅開口部等に使用する防水シート
		セメント	ポルトランドセメント、高炉セメント、フライアッシュセメント、エコセメント
		骨材	熔融スラグ骨材、スラグ骨材、再生骨材、軽量骨材
10	ガラス製品	板ガラス	フロート板ガラス及び磨き板ガラス、型板ガラス、網入り板ガラス及び線入り板ガラス、合わせガラス、強化ガラス、熱線吸収板ガラス、熱線反射ガラス、鏡材、倍強度ガラス、複層ガラス等
		ガラス長繊維	ガラス糸、ガラスロービング、ガラスチョップストランドマット、ガラスクロス、処理ガラスクロス、ガラスロービングクロス、チョップストランド、処理ガラステープ等
11	家具		いす、机、棚、収納用什器、ホワイトボード等
12	その他	上記以外の品目	現行のエコマーク商品認定基準がある製品

別表第2 認定の基準（第6条第1項関係）

項目	認定の基準
環境等への配慮	次の基準を満たす環境等に配慮したものであること。 ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）の定める特別管理（一般・産業）廃棄物を利用していないこと。 イ 製品について、土壤汚染対策法施行規則（平成14年12月26日環境省令第29号）別表第四に掲げる土壤溶出量基準及び別表第五に掲げる土壤含有量基準に適合していること。 ウ 製造にあたって、大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出などについて、環境関連法令及び公害防止協定等を遵守していること。 エ 使用にあたって、生活環境の保全上支障を生じる恐れがないこと。 オ 品目ごとに付表(1)に定める基準に適合していること。
規格等	次のいずれかの基準に適合していること。 ・日本産業規格 ・日本農林規格 ・大阪府土木工事共通仕様書 ・エコマーク商品認定基準 ・その他認定製品の品質を確認する規格等として適当と認められたもの。
その他	品目ごとに付表(2)に定める率の循環資源を使用していること。

- (備考) 1 循環資源を利用した原材料、製造技術、工事工程等は認定の対象外とする。
 2 建設発生土等を利用した埋め戻し材については、認定対象外とする。
 3 認定基準等への適合性の判定に用いる循環資源が、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊リサイクル資材である再生舗装材(再生加熱アスファルト混合物、再生路盤材等)については、認定対象外とする。

付表(1) 環境等への配慮について

分類番号	品目	基準
9	土木・建築用製品	廃石膏を用いた土壤固化材（地盤改良材、吸水材等を含む。）その他これに類するものについては、汚泥等を最終処分場（地中にある空間を利用する処分の方法により行っているものを除く。）まで運搬するための固化材など一般環境中に拡散しないように用途を限定して販売するものに限る。

付表(2) その他について

分類 番号	品目		循環資源の配合率 (重量割合)
1	衣服		付表(3)
2	工業用繊維製品		付表(4)
3	衛生用紙		古紙パルプ 100%
4	タイルブロック		付表(5)
5	木材などを利用したボード		(木質部の原料) 再・未利用木材および廃植物繊維 100%
6	文具・事務用品		付表(6)
7	間伐材、再・未利用木材などを使用した製品		(木質部の原料) 再・未利用木材および廃植物繊維 100%
8	プラスチック製品		50%以上 ※ポストコンシューマ材料(製品として使用された後に、廃棄された材料または製品)を使用する場合は25%以上とする。 ※第2区分の製品の場合は、ポストコンシューマ材を20%以上使用していること。
9	土木・建築用製品	舗装材	50%以上
		埋戻材	70%以上
		ボード	木質系セメント板：再・未利用木材、廃植物繊維 25%以上 パルプセメント板：古紙パルプ 10%以上 スラグせっこう板：スラグ、廃石膏 50%以上 石膏ボード：廃石膏 50%以上 その他(エコセメント、スラグ、再生プラスチック等)：50%以上
		左官材料	50%以上
		塗装材	合成樹脂溶剤系塗料のうち合成樹脂調合ペイント、フタル酸樹脂エナメル、建築用塗料のうち建築用下地調整塗材および粉体塗料は、再生材料(PET樹脂、ガラス、溶剤等)を使用していること。

分類 番号	品目		循環資源の配合率（重量割合）
		ルーフィング材	
	セメント		製品1トンの製造に使用する原料(燃料および混合材料を含む)のうち、循環資源の合計が0.4トン以上であること。なお、汚泥、スラッジ等の水分を含んだ循環資源は、入荷時の量で判断する。 エコセメントは、製品1トンにつき都市ごみ焼却灰等の循環資源を乾燥量で0.5トン以上使用していること。
	骨材		再生骨材は、コンクリート構造物を解体したコンクリート塊を破砕して製造した粗骨材の配合率が製品量全体の100%以上であること。 溶融スラグ骨材については、一般廃棄物、下水汚泥等の溶融固化物が製品量全体の100%であること。 スラグ骨材については、それぞれ高炉スラグ、フェロニッケルスラグ、銅スラグ、電気炉酸化スラグが製品量全体の100%であること。 ガラス骨材については、ガラスカレットが製品量全体の100%であること。 軽量骨材については、ガラスカレット、石炭灰、無機汚泥（アルミナ、シリカ）焼却灰、下水汚泥焼却灰の合計量が製品量全体の60%であること。ただし、再生材料にガラスカレットのみを用いる場合は、ガラスカレットが製品全体容積の60容積%以上であることも可とする。
10	ガラス製品	板ガラス	ガラスカレット 10%以上
		ガラス長繊維	ガラスカレット 10%以上
11	家具		紙材：古紙パルプ70%以上 木材：再・未利用木材30%以上 プラスチック：ポストコンシューマ材10%、プレコンシューマ材15%以上
12	その他	上記以外の品目	現行のエコマーク商品認定基準に定める配合率

(備考) 土木・建築用製品については以下のとおりとする。

- (1) 金属材料、段ボール及び鉱業・採石廃土類（採石・窯業廃土、微少珪砂等）は、再生材料として扱わない。
- (2) 「コンクリート塊」については、製品の使用用途が骨材であるもの以外は、再生材料として扱わない。

付表(3) 「衣服」に係る循環資源の基準配合率（重量割合）

繊維の種類	基準配合率		
未利用繊維	10%以上	未利用原料が 10%以上。	
リサイクル繊維	反毛繊維	10%以上	
	ポリマーリサイクル繊維	50%以上	樹脂量として再生ポリマーが 50%以上。
		25%以上	繊維由来リサイクル繊維に該当する場合は、故繊維由来の再生ポリマーが 25%以上。
	ケミカルリサイクル繊維	50%以上	モノマー量として再生モノマーが 50%以上。
		25%以上	繊維由来リサイクル繊維に該当する場合は、故繊維由来の再生モノマーが 25%以上。
その他のリサイクル繊維	50%以上		

付表(4) 「工業用繊維製品」に係る循環資源の基準配合率（重量割合）

繊維の種類	基準配合率		
未利用繊維	70%以上	未利用原料が 70%以上。	
リサイクル繊維	反毛繊維	70%以上	
	ポリマーリサイクル繊維	50%以上	樹脂量として再生ポリマーが 50%以上。
		25%以上	繊維由来リサイクル繊維に該当する場合は、故繊維由来の再生ポリマーが 25%以上。
	ケミカルリサイクル繊維	50%以上	モノマー量として再生モノマーが 50%以上。
		25%以上	繊維由来リサイクル繊維に該当する場合は、故繊維由来の再生モノマーが 25%以上。
その他のリサイクル繊維	50%以上		

付表(5) 「タイルブロック」に係る再生材料の前処理及び循環資源の基準配合率

再生材料の原料となる 廃棄物等の分類区分と名称		再生材料としての 認定に必要な前処理		循環資源合計の 基準配合率 ¹ (重量%)			
分類区分	主たる再生材料の名称	常温成形品	焼成品 ・ 溶融品	常温 成形品	焼成品・ 溶融品		
産業 廃棄物類	鉱業・採石 廃棄物類	・ 採石および窯業廃土 ・ 珪砂水簸時の微小珪砂 (キラ)		60%以上	50%以上 ²		
	金属工業 廃棄物類	・ 鉄鋼スラグ ・ 鋳物砂 ・ 陶磁器屑 ・ 銅スラグ ・ フェロニッケルスラグ ・ 電気炉スラグ					
	その他の 産業型 廃棄物類	・ 石炭灰 ・ 廃プラスチック ・ 貝殻 ・ がれき類(汚泥含まず) ・ 廃ゴム ・ ガラスカレット					
		・ 建設汚泥	焼却灰化、 溶融スラグ化	前処理に よらず対象	50%以上	40%以上	
焼却 灰・ 汚泥類	焼却灰類	・ 都市ごみ焼却灰 ・ 産業廃棄物焼却灰		溶融スラグ化			
	産業発生 汚泥類	・ 製紙スラッジ ・ アルミスラッジ ・ メッキスラッジ ・ 研磨スラッジ		焼却灰化、溶 融スラグ化	前処理に よらず対象	60%以上	50%以上
	生活・ 自然発生 汚泥類	下水道汚泥		焼却灰化、溶融スラグ化		50%以上	40%以上
上水道汚泥 湖沼等の底泥		焼却灰化、溶 融スラグ化	前処理に よらず対象				

(備考) 1 再生材料が複数種で、本表の基準配合率区分をまたがる製品は、比例配合割合を算出する。

例 陶磁器くず A% (基準配合率 50%)

下水道汚泥 B% (基準配合率 40%)

この場合比例配合割合は $A/50\% + B/40\% \geq 1$ を満たすこと。

2 「ガラスブロック(中空)」については、原料とする再生材料をガラスカレットのみとし、基準配合率は 100%(重量%)とする。

付表(6) 「文具・事務用品」に係る再生材料の前処理及び循環資源の基準配合
(重量割合)

品目	主要材料中の再生材料の基準配合率	製品量から除くもの
ペン類(鉛筆を含む)	70% ¹	芯、インク、消しゴム
ファイル	70% ¹	
ノート	70%	クロス
インデックス、付箋紙	70% ¹	粘着剤、剥離紙
事務用封筒(紙製)	40%	粘着剤(封緘用のり)、剥離紙
印類(スタンプ台、朱肉、ゴム印等)	70% ¹	インク
はさみ、カッターナイフ	70% ¹	金属部分
のり(液状、澱粉のり、固形) (補充用を含む)	70% ¹	のり
包装紙	40%以上	
包装袋	30%以上	粘着剤(封緘用のり)、剥離紙
梱包用バンド	100%(紙)、25%(プラスチック)	
粘着テープ(布粘着)	テープ基材 40%以上	ラミネート層
	巻芯 100%	外面紙・内面紙
その他	現行のエコマーク商品認定基準に定める配合率	

(備考) 1 ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあつては、再生材料の基準配合率はポストコンシューマ材料 60%以上とする。

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

大阪府認定リサイクル製品認定申請書

大阪府知事 様

申請者
住所
氏名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

大阪府リサイクル製品認定要領第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 別表第1に掲げる分類番号及び品目名	分類番号	品目名
2 製品名		
3 製品の主な仕様	型番	
	大きさ・重量等	
	用途	
	特徴	
4 製造加工場所	名称	
	所在地	
5 大阪府内の主な販売拠点	名称	
	所在地	
6 販売方法等	販売場所及び販売方法	
	製品等に関する問い合わせ先	

7 製品の 原材料 の状況	循環資源	名 称			
		発生場所			
		使用量 (配合率)			
	循環資源以外	名 称			
		使用量 (配合率)			
8 品質保証に関する規格等の適合状況					
9 生産及び販売するにあたって必要な廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)に基づく許認可等					
10 製造の 品質・ 安全性へ の配慮	特別管理廃棄物の 使用の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
	土壌汚染有害物質が 含有される 可能性の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	含有の可能性のある場合は、試験の方法等		
	品質管理の状況				
	強度・耐久性等	規格・基準	試験の方法等		
11 環境法令等の遵守状況					
12 当該製品の使用済品の回収及びリサイクルの状況		<input type="checkbox"/> 当該製品の使用済みを製造者が自ら回収し、回収した使用済みが素材としてリサイクルされる <input type="checkbox"/> 上記以外(使用済品は回収しない、できない等)			
13 年間生産量・販売(予定)量					
14 販売価格(標準小売価格)					
15 販売開始(予定)日					
16 その他参考事項					
17 申込番号(コンビニ納付のみ)		C			
備考					
1 品質保証に関する規格等とは、日本産業規格(JIS規格)、日本農林規格(JAS規格)、大阪府土木工事共通仕様書、エコマーク商品認定基準、その他認定製品の品質を確認する規格等として適当と認められたものをいう。 2 環境法令等とは、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法、大阪府生活環境の保全等に関する条例等をいう。 3 この届出書の提出部数は、正本一部及び写し一部とする。					

(日本産業規格A列4番)

添付書類等

- 1 当該製品のサンプル及び写真
- 2 申請者の事業概要を示す書類(会社案内、パンフレット等)
- 3 当該製品の製造加工場所の付近見取図
- 4 当該製品の製造加工工程図(製造フロー)
- 5 当該製品の説明書等
- 6 大阪府リサイクル製品認定要領第6条第1項の基準に適合していることを証する書類(JIS規格等への適合確認証明、エコマーク商品認定証、原材料ごとの成分含有試験の結果書等)
- 7 当該製品の使用済品の回収及びリサイクルの状況を示す書類
- 8 再申請の場合は、既に交付された大阪府認定リサイクル製品認定証の写し
- 9 手数料の納付確認書
- 10 その他審査に必要な書類又は図面

様式第2号(第4条関係)

大阪府認定リサイクル製品 認定証

住所(所在地)

氏名 様
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

大阪府循環型社会形成推進条例第12条に基づき、下記のとおり
大阪府認定リサイクル製品として認定します。

年 月 日

大阪府知事

印

品 目 名	
認定番号・製品名	
認定の区分	
認定の有効期間	
認定証の書換えの履歴	

様式第3号 (第7条関係)

大阪府認定リサイクル製品変更等届出書

年 月 日

大阪府知事 様

届出者
住所
氏名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

大阪府リサイクル製品認定要領第7条 第1項 第2項 第3項 第4項 の規定により、次のとおり変更等を届け出ます。

認定番号、製品名		
認定年月日		
変更等の年月日		
変更等の項目	該当の有無	<input type="checkbox"/> 認定を受けた製品うちの一部廃止
		<input type="checkbox"/> 再生品の認定を受けた者の地位を承継
		<input type="checkbox"/> 氏名(名称)の変更
		<input type="checkbox"/> 住所(所在地)の変更
		<input type="checkbox"/> 代表者の変更
		<input type="checkbox"/> 製品名の変更
		<input type="checkbox"/> 製品の主な仕様(大きさ、重量等に限る。)
		<input type="checkbox"/> 製造加工場所の名称又は所在地の変更
		<input type="checkbox"/> 府内の主な販売拠点の名称又は所在地の変更
		<input type="checkbox"/> 販売の方法等(製品等に関する問合せ先に限る。)
		<input type="checkbox"/> 製品の原材料の状況
		<input type="checkbox"/> 品質保証に関する規格等の適合状況
		<input type="checkbox"/> 生産及び販売するにあたって必要な廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく許認可等
		<input type="checkbox"/> 製品の品質・安全性への配慮
<input type="checkbox"/> 環境法令等の遵守状況		
<input type="checkbox"/> 当該製品の使用済品の回収及びリサイクルの状況		
変更等の内容	(変更前)	(変更後)
備考	1 変更等の該当するものを塗りつぶし、当該項目の変更内容(変更前と変更後等)を記載すること。 2 この届出書の提出部数は、正本一部及び写し一部とする。	

(日本産業規格A列4番)

添付書類等

当該製品に係る大阪府認定リサイクル製品認定証

様式第4号(第7条、第10条関係)

大阪府認定リサイクル製品廃止届出書

年 月 日

大阪府知事 様

届出者

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

大阪府リサイクル製品認定要領 第7条第5項 の規定により、次のとおり届け出ます。
第10条第2項

認定番号、製品名	
認定年月日	
廃止年月日	
廃止の理由	
備考 この届出書の提出部数は、正本一部及び写し一部とする。	

(日本産業規格A列4番)

添付書類等

当該製品に係る大阪府認定リサイクル製品認定証

様式第5号(第11条関係)

大阪府認定リサイクル製品実績等報告書

年 月 日

大阪府知事 様

報告者
住 所
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

大阪府リサイクル製品認定要領第11条第3項の規定により、次のとおり報告します。

認定番号、製品名		
認定年月日		
実績集計期間		
生産量 ^{※備考2}	(単位:)	
販売量	(単位:)	〔うち、大阪府に所在する購入者〕 (単位:)
販売額 ^{※備考3}	(単位: 千円)	〔うち、大阪府に所在する購入者〕 (単位: 千円)
備考 1 この報告書の提出部数は、正本一部とする。 2 報告者が販売者の場合は、生産量は把握している場合のみ記入する。 3 販売額は税抜額を記入する。 4 大阪府に所在する購入者あてで販売した数量及び販売した額は、把握している場合のみ記入する。		

(日本産業規格A列4番)

大阪府循環型社会形成推進条例（抜粋）（平成15年大阪府条例第6号）

（目的）

第1条 この条例は、大阪府環境基本条例(平成六年大阪府条例第五号)の理念にのっとり、循環型社会の形成に関し、府、事業者及び府民の責務を明らかにするとともに、循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項を定め、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、及び廃棄物の適正な処理のために必要な規制等を行い、もって現在及び将来の府民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的とする。

（再生品の認定及び普及）

第12条 知事は、循環資源の循環的な利用を促進し、及び循環型社会の形成に寄与する事業を営む事業者を育成するため、再生品のうち、別に定めるところにより循環資源の循環的な利用の促進に特に資するものを、事業者の申請に基づき認定し、及びその普及に努めるものとする。

（再生品の調達等）

第13条 府は、前条の規定により認定された再生品(以下「認定リサイクル製品」という。)その他の再生品に対する需要の増進に資するため、自ら率先して認定リサイクル製品その他の再生品を使用するとともに、事業者及び府民による認定リサイクル製品その他の再生品の使用が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

- 2 知事は、毎年度、府において認定リサイクル製品その他の再生品の調達の推進を図るための方針を定めなければならない。
- 3 知事は、前項に規定する方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 知事は、毎会計年度の終了後、遅滞なく、認定リサイクル製品その他の再生品の調達の実績の概要を取りまとめ、及びこれを公表するものとする。

（手数料）

第51条 第12条の循環資源の循環的な利用の促進に特に資する再生品の認定の申請をしようとする者は、一万八千円の手数料を納付しなければならない。

大阪府循環型社会推進計画

(抄)

2021(令和3)年3月

大阪府

はじめに

私たちは、多くの天然資源を利用して物を大量に製造し、使用後には大量に廃棄する「大量生産・大量消費・大量廃棄型」の社会・経済活動を行い、豊かで快適な生活を送ってきました。

しかし、このような社会・経済システムを長年続けてきたことで、地球温暖化や天然資源の枯渇、生物多様性の喪失等に加え、近年、プラスチックごみによる海洋汚染が世界的な課題となっています。

これらの問題は、資源が少なく、食料や天然資源を輸入に頼っている我が国にとって非常にリスクが高いため、国民一人ひとりが将来の日本のためにしっかり意識して行動していく必要があります。

2015年9月に国連総会で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）[†]」では、環境問題だけでなく社会や経済の課題も同時に解決し、「誰一人取り残さない」持続可能な社会を2030年に実現することをめざしています。

「2030 大阪府環境総合計画（以下「環境総合計画」という。）」においても、SDGs の理念を踏まえ、施策の基本的な方向性として、中長期的かつ世界的な視野をもって環境・社会・経済の統合的向上に資する施策を展開していくこととしています。

本計画では、環境総合計画に示された基本的方向性のもと、循環型社会の実現に向けて府民、事業者、行政の各主体が共有すべき将来像や目標を定め、各主体が取り組むべき対策を示しています。

本計画の推進により、各主体の3R[†]に対する認識が深まり、自主的な取組がより一層進展するとともに、SDGs 未来都市そして2025年大阪・関西万博の開催地として、世界に誇れる大阪をめざし、みなさまと力を合わせて取り組んでいきます。

本計画は SDGs に掲げる 17 のゴールのうち以下のゴールの達成に寄与するものです。大阪府は SDGs の推進を図り、SDGs 先進都市をめざします。



目 次

第1章 計画の基本的事項	1
1 計画の位置づけ	1
2 めざすべき将来像.....	1
3 計画期間.....	2
4 実施主体.....	2
第2章 計画の目標	4
1 一般廃棄物及び産業廃棄物	4
2 プラスチックごみ.....	5
第3章 目標達成に向けて講じる主な施策	8
1 リデュース・リユースの推進.....	8
2 リサイクルの推進.....	12
3 プラスチックごみ対策の推進.....	14
4 適正処理の推進	19
5 各主体の役割	23
6 留意事項.....	26
第4章 計画の進行管理	略
巻末資料	略
1 関連データ	略
2 用語解説.....	略

本文中に↑の付いている語句の説明を巻末の用語解説に掲載しています

第1章 計画の基本的事項

1 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律[†]（以下「廃棄物処理法」という。）に基づく都道府県廃棄物処理計画及び環境総合計画の資源循環分野の個別計画として策定します。

また、大阪府循環型社会形成推進条例に基づく循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本方針や府民、事業者等の行動指針を盛り込んでいます。

2 めざすべき将来像

環境総合計画では環境分野全体としての 2050 年にめざすべき将来像を設定し、その実現に向けて今後の取組を進めていくこととしているため、本計画においてもめざすべき循環型社会の将来像を設定し、長期的な視点を持って取組を推進していきます。

<2050 年にめざすべき循環型社会の将来像>

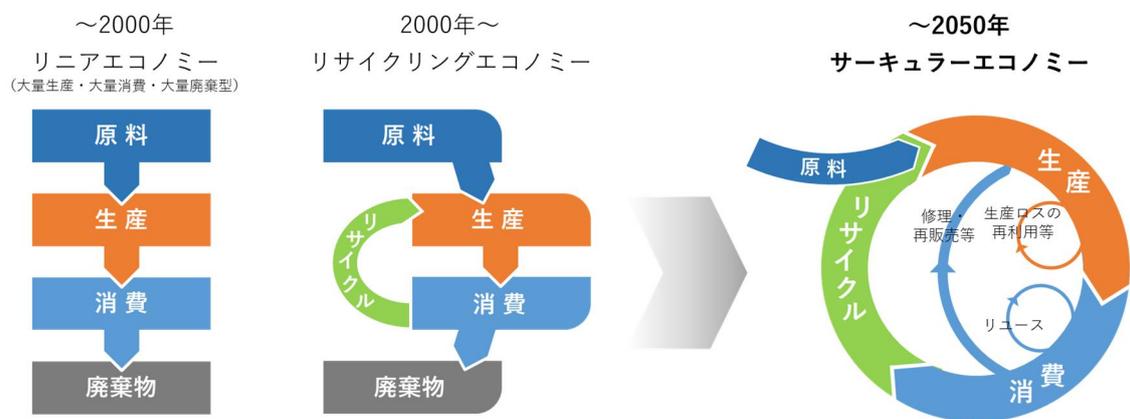
大阪から世界へ、現在から未来へ 府民がつくる暮らしやすい資源循環型社会

世界中の人々が知恵を出し合い、これからの世界を共創していく場となる 2025 年大阪・関西万博を経て、2030 年に達成される SDGs の価値観が大阪から世界に広がり、ひとを救い、地球を守る取組が社会全体に浸透している。

資源循環分野においては、2030 年までに 3R の取組が一層進み、生じた廃棄物は、ほぼ全量が再生資源やエネルギーとして使用され、製品として購入されることによって循環し、最終処分量も必要最小限となっている。

さらに、2050 年には、環境、社会、企業統治の観点から企業投資を行う「ESG 投資[†]」が一層進み、拡大しつつある車や家等のシェアリングサービス[†]が社会に浸透し、サーキュラーエコノミーに移行して、できるだけ少ない資源で最低限必要な物が生産され、全ての府民が持続可能なライフスタイルを実践している。

また、プラスチックごみはリデュース、リユース又はリサイクル、それが技術的・経済的な観点等から難しい場合には熱回収も含め 100%有効利用し、海に流出しないよう適切に管理され、「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン[†]」が達成されている。



オランダ政府「From a linear to a circular economy」を参考に作成

3 計画期間

本計画の期間は、2050年の循環型社会の将来像を見据えつつ、国が廃棄物処理法に基づき定める「廃棄物の減量その他の適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）」や国の「第四次循環型社会形成推進基本計画（2018年6月）（以下「第四次基本計画」という。）」を踏まえ、2021年度から2025年度までの5年間とします。

4 実施主体

循環型社会の実現のためには、府民、事業者、市町村、府の各主体がそれぞれの果たすべき役割を認識した上で、連携・協働して、3Rや適正処理に取り組んで行く必要があります。

府民には持続可能なライフスタイルに向けて、ごみの発生抑制・分別排出を徹底するなどの取組を実践すること、事業者にはサーキュラーエコノミー型の事業運営にシフトしていくことが求められています。

また、市町村は廃棄物の3Rや適正処理を推進し、府はコーディネーターとして各主体の取組を促進するとともに、産業廃棄物の適正処理を推進する役割を果たす必要があります。

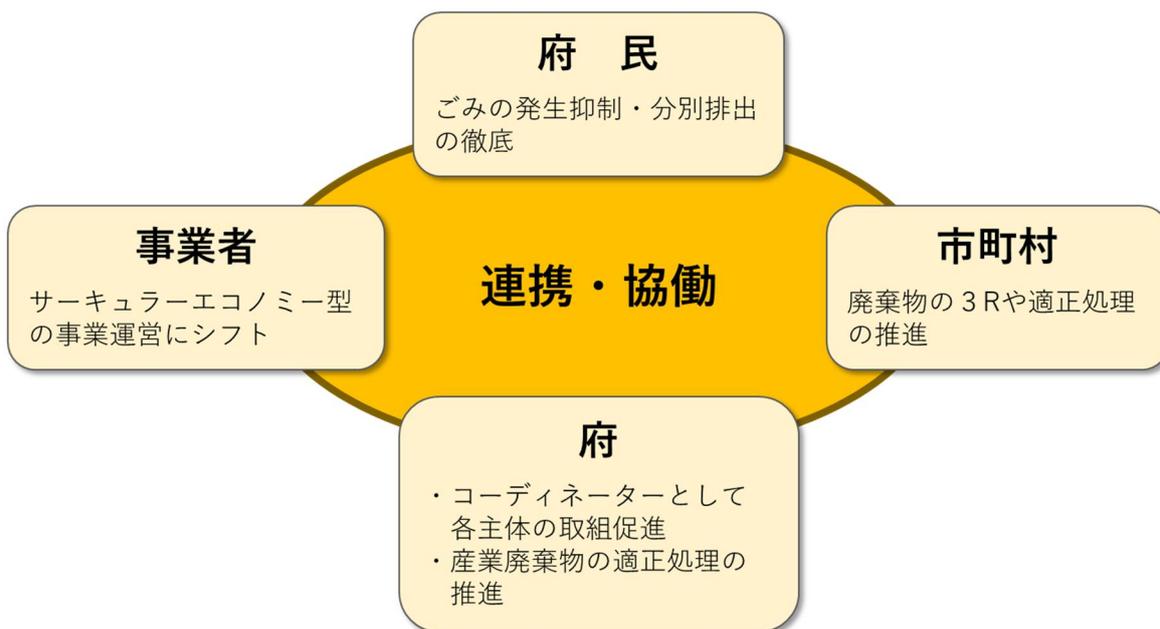


図 1-1 各主体の連携・協働のイメージ

コラム サークュラーエコノミーって何？

サーキュラーエコノミー（循環経済）とは、これまで「廃棄物」とされていた製品や原材料等を新たな「資源」と捉え、廃棄物を出すことなく資源を循環させる経済の仕組みのことで、「製品や原材料を捨てずに使い続ける」「ごみや汚染を出さない設計にする」「自然システムを再生させる」という3つの原則の上に成り立っています。EUが2015年に採択した「EU新循環経済政策パッケージ」で提唱された概念で、欧州では既に多くの政府が国家政策の軸に据えて取組を進めています。

民間企業でもサーキュラーエコノミーの考え方を踏まえた様々な取組が始まっており、家電メーカーによる製品への再生プラスチック素材の使用や環境配慮設計（軽量化、解体しやすい設計等）の促進、販売事業者による中古家電の修理・再販売等が行われています。

また、上記のような製造・販売分野での取組だけでなく、近年、市場が拡大している車や傘、家等のシェアリングサービスなどもサーキュラーエコノミーの考え方によるもので、今後、様々な分野で取組が進んでいくと考えられています。

パナソニック 再生プラスチックの使用

■サイクロン掃除機での再利用



CIC、ヤマタ電機 リユース家電として、リサイクルセンターで修理、クリーニング



ブリヂストン リトレッド

一次寿命が終了したタイヤのトレッドゴム（路面と接する部分のゴム）の表面を決められた寸度に削り、その上に新しいゴムを貼付け、加硫し再利用



出典：経済産業省・環境省「第1回サーキュラー・エコノミー及びプラスチック資源循環ファイナンス研究会」資料

第2章 計画の目標

2050年にめざすべき循環型社会の将来像を見据え、廃棄物の3Rや適正処理を引き続き推進しながら、新たにプラスチックごみ対策に重点的に取り組んでいく視点を加え、以下のとおり2025年度における目標を設定しました。

1 一般廃棄物及び産業廃棄物

基本方針や第四次基本計画を踏まえ、廃棄物に関する3Rの取組の進捗状況を総合的に表す「排出量」「再生利用率[†]」「最終処分量[†]」「1人1日当たり生活系ごみ排出量」を設定しました。

(1) 一般廃棄物[†]

目標項目	2019年度 実績値 _(速報)	2025年度 目標値	目標値設定の考え方
排出量 (万トン)	308	276 (▲11%)	第四次基本計画の削減目標(2018年度比▲11%)と同等
再生利用率 (%)	13.0	17.7 (+4.7)	府の現状を踏まえつつ、最終処分量の目標(31万トン)を達成できる再生利用量の増加を見込んで設定
最終処分量 (万トン)	37	31 (▲16%)	第四次基本計画の削減目標(2018年度比▲17%)と同等
1人1日当たり 生活系ごみ排出量 [※] (g/人・日)	450	400 (▲11%)	排出量の目標値から算定し、第四次基本計画の数値目標(440g/人・日)より少なくなるよう設定

()は2019年度実績値との比
[※] 資源ごみ及び集団回収量を除く。

(2) 産業廃棄物[†]

目標項目	2019年度 実績値	2025年度 目標値	目標値設定の考え方
排出量 (万トン)	1,357	1,368 (+1%)	第四次基本計画の目標(2018年度比+4%)を考慮し、新型コロナウイルスにより低下した産業活動の回復及び事業系廃プラスチック類の一般廃棄物からの分別排出を見込んで設定
再生利用率 (%)	32.4	33.2 (+0.8)	下水汚泥の排出量が多く、再生利用率が低い府の現状を踏まえつつ、建設混合廃棄物の排出削減及びプラスチックの有効利用による再生利用量の増加を見込んで設定
最終処分量 (万トン)	40	33 (▲16%)	第四次基本計画の目標(2018年度比+7%)及び産業活動の回復を考慮したうえで、建設混合廃棄物の排出削減及びプラスチックの有効利用による削減効果、一般廃棄物から分別排出された事業系廃プラスチック類算入分を見込んで設定

()は2019年度実績値との比

2 プラスチックごみ

国の「プラスチック資源循環戦略（2019年5月）（以下「プラ戦略」という。）」や「今後のプラスチック資源循環施策の基本的方向性（2020年9月）」を踏まえ、プラスチックごみに関する3Rの取組の進捗状況を表す「容器包装プラスチック排出量・再生利用率」と「プラスチック焼却量・有効利用率」を設定しました。

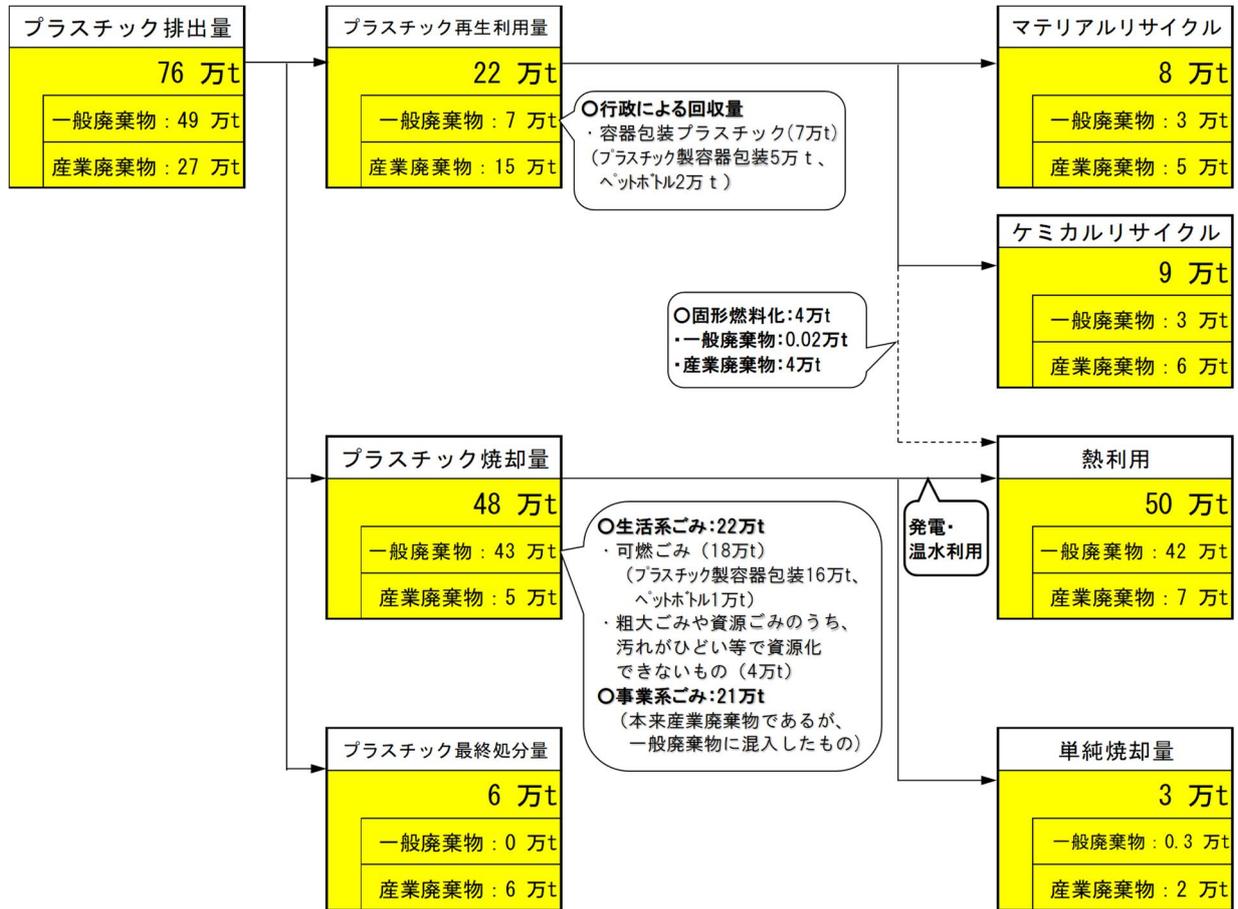
目標項目		2019年度 実績値 _(速報)	2025年度 目標値	目標値設定の考え方
容器包装 プラスチック [†] (一般廃棄物)	排出量 (万トン)	24	21 (▲14%)	プラ戦略の目標(2030年までにワンウェイプラスチック [†] を累積25%排出抑制)の達成を見据えた目標値
	再生利用率 (%)	27	50 (+23)	プラ戦略の目標(2030年までに容器包装 [†] の6割をリユース・リサイクル)の達成を見据えた目標値
プラスチック (一般廃棄物及び 産業廃棄物)	焼却量 (万トン)	48	36 (▲25%)	容器包装・製品プラスチックの削減、分別排出、リユース・リサイクルへの誘導等の効果を見込んだ目標値
	有効利用率 [※] (%)	88	94 (+6)	プラ戦略の目標(2035年までに使用済みプラスチックを100%リユース・リサイクル等により有効利用)の達成を見据えた目標値

()は2019年度実績との比

※ 使用済みプラスチックのうち、マテリアルリサイクル[†]、ケミカルリサイクル[†]、熱利用（発電、温水利用等）を行う量の割合

【参考】大阪府内のプラスチックごみ処理の現状（2019年度(速報)）

大阪府内では年間76万トンのプラスチックごみが排出されており、そのうち約3割が再生素材や製品（固形燃料を含む。）にリサイクルされています。また、残りのほとんどは再生原料として利用できないため、焼却時に熱利用し、発電や温水等に活用されています。



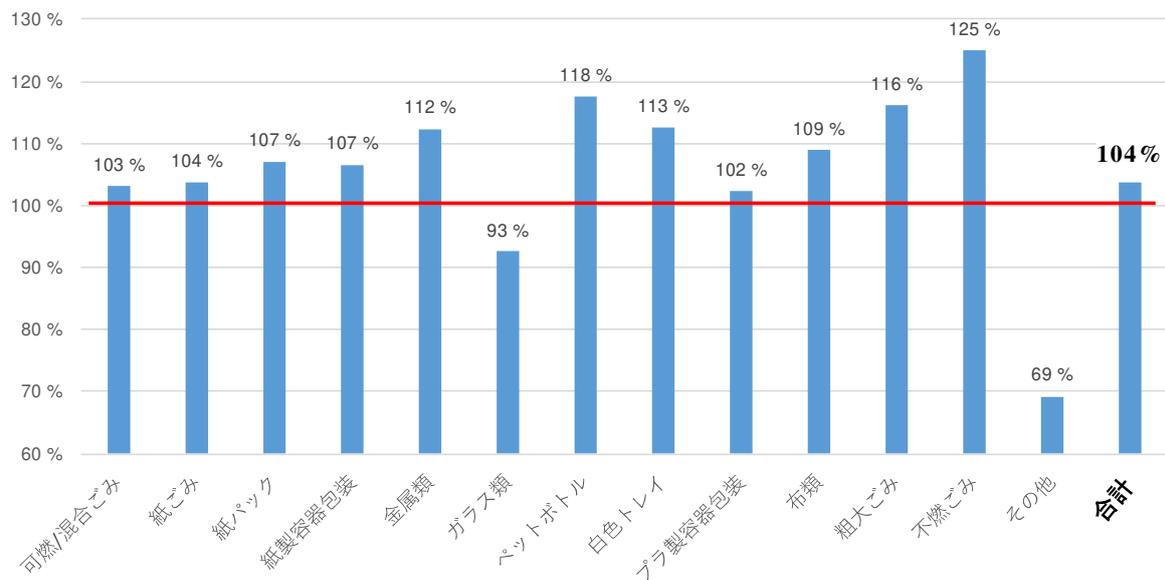
コラム 新型コロナウイルスの感染拡大と消費行動の変化

新型コロナウイルスの感染拡大に伴って、動画配信サービス等の「オンライン消費」、マスクや手指消毒剤等の「衛生消費」、おうちごはんやオンラインジム等の「巣ごもり消費」、PC 機器や光熱費等の「テレワーク消費」などが伸びていると言われています。

実際に、食品・日用品の中で前年から売上を伸ばした商品のベスト3は、マスク、殺菌消毒剤、体温計で、自宅で過ごす時間が増えたため手軽に調理できる冷凍魚介類やホットケーキの材料などもよく売れたという民間の調査結果もあります。

私たちの消費行動とごみの発生量は密接に関係しており、特に、緊急事態宣言の発令期間を含む2020年3月から5月における府内の家庭から出るごみの量は、新型コロナウイルス感染の影響がなかった前年と比較して4%も増加しています。自宅での食事やオンライン飲み会等が増え、デリバリーやテイクアウトの利用も拡大したこと等により、ペットボトルや白色トレイ、プラスチック製容器包装、金属類（空き缶）が増加しました。

こうした消費行動は、新型コロナウイルス感染収束後もその傾向が残る、あるいは定着するとも予想されますので、事業者・消費者双方が使い捨ての容器包装をできるだけ使用しない、使用する場合はリサイクルしやすいように配慮し分別を徹底する等、これまで以上に3Rの取組が求められます。



府内市町村の生活系ごみの種類別搬入量の変化
(2020年3月～5月の前年同月比)

第3章 目標達成に向けて講じる主な施策

府が講じる施策の柱を「リデュース・リユースの推進」「リサイクルの推進」「プラスチックごみ対策の推進」「適正処理の推進」の4つとし、目標の達成に向け、府民、事業者、市町村と連携して以下に示す施策を進めていきます。



1 リデュース・リユースの推進

(1) 一般廃棄物

1) ごみを出さないライフスタイル・ビジネススタイルの促進

事業者は、ごみになりにくい商品の製造や簡易包装の推進、使用後に再生利用しやすい製品設計、物を製造しない機能・サービスの提供など、ごみの発生を抑えた商品の製造・販売を促進し、府民は、そのような商品・サービスを選択することで、環境に配慮した消費行動を行っていく必要があります。

このため、豊かな環境づくり大阪府民会議や市町村等と連携して、「おおさか3Rキャンペーン」の実施等を通じて、府民や事業者によるごみを出さないライフスタイル・ビジネススタイルを促進します。



図3-1 おおさか3Rキャンペーンポスター

2) ごみ処理有料化の促進

現在、府内43市町村のうち20市町村が家庭から出る可燃ごみの有料化を実施しています。

ごみ処理の有料化の導入は、排出量に応じて処理費の一部を負担するという公平性の確保と併せて、排出量自体が削減するという効果が期待できます。ただし、実施に当たってはしっかりと住民の理解を得ることに加え、排出削減の受け皿となる資源ごみの分別収集の拡充等に配慮することが必要です。

このため、有料化未実施の市町に対し、府内外の有料化事例等の情報提供や、各市町村の排出量等の状況も踏まえた有料化導入の働きかけを行い、実施する市町村の増加を図ります。

3) 食品ロスの発生抑制

家庭で使用されずに捨てられる「手つかず食品」や「食べ残し」、小売店の「売れ残り」、飲食店の「食べ残し」等の食品ロスの量は、2019年度に府内で43万トンと推計されており、可燃ごみの約2割を占めています。大阪府食品ロス削減推進計画（2021年3月策定）では、2030年に10万ト

ンの削減をめざしており、より一層食品ロスの発生を抑制していく必要があります。

このため、事業者（外食産業、卸売業、小売業等）や市町村等と連携し、「おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度」の運用や食品ロス削減事例集、フードバンクガイドラインの活用等により、府民への働きかけ、小売店における納品期限の緩和、飲食店での食べきりや食べ残し食品の持ち帰りの拡大等を推進します。



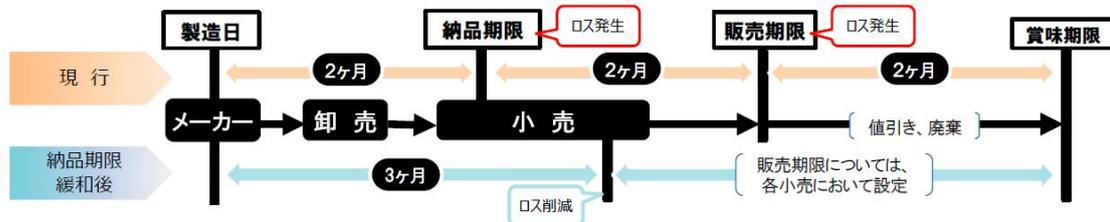
図 3-2 おいしく食べきろう
ロゴマーク

【参考】納品期限の緩和（1/3 ルールの見直し）について

小売店では、メーカーからの商品の納品を賞味期間（製造日から賞味期限までの期間）の 1/3 までに設定し、2/3 を超えると販売をやめて廃棄しています。

このため、メーカーからの納品期限を 1/2 まで伸ばし、2/3 を超えても各店の判断で設定することで、食品ロスの削減につながります。

（例）賞味期間 6 ヶ月の場合



出典：食品ロス及びリサイクルをめぐる情勢（農林水産省）

4) シェアリングやリユースの促進

市町村によるフリーマーケットや交換会等の実施に加え、車や傘等を共有する新たなシェアリングサービスや WEB を通じた中古品の個人間取引等の民間事業者の取組を情報提供することにより、府民による再使用可能な物のリユースを促進します。

5) 事業所から排出される資源化可能な紙類や産業廃棄物の混入削減

大阪府は、事業所数（2016 年度：約 42 万）が全国で 2 番目に多く、事業系ごみの排出量も多くなっています。また、事業系の資源化可能な紙類や本来産業廃棄物である廃プラスチック類の分別排出が進んでおらず、事業系可燃ごみの約 3 割を占めています。

これらのごみの焼却工場への搬入を規制する市町村はあるものの、数が少ないことから、市町村への府内外の先進的な取組事例の情報提供や、搬入規制や事業者指導の徹底等の働きかけを行い、規制等を実施する市町村の増加を図ります。また、デジタル化（はんこレスによる手続きの電子化等）とともにペーパーレス化を率先して推進し、民間事業者の取組も促進します。

(2) 産業廃棄物

建設業においては、建設廃棄物[†]の排出量は減少しているものの、今後、解体による建設廃棄物の増加が見込まれており、さらなる解体時の分別や再生利用が必要ですが、多くの建築物は、分別や再生利用を前提とした素材や設計となっていないため、将来、解体した際に多くの廃棄物が

発生することへの対応が課題となっています。

一方、製造業においては、排出量は減少していますが、再生利用率も減少していることから、排出量の削減とともに再生利用量の増加が課題となっています。

以上のことから、以下に示す施策を実施します。

1) 建設業

a 事業者による産業廃棄物の排出抑制の促進

多量排出事業者に対し、排出抑制を指導・助言することに加え、業界団体を通じて排出抑制を働きかけます。また、廃棄物の発生抑制事例について情報発信することにより、排出抑制を促進します。さらに、建設工事の工法や資材等について、設計段階から分別排出やリサイクルしやすい素材などの普及を検討していきます。

b 建築物等の長寿命化の推進

住宅を長期にわたり良好な状態で使用するための構造・設備が基準に適合している場合に府が長期優良住宅に認定を行うことや、府有施設等の適切な維持管理により、長寿命化を推進します。

c 温暖化防止条例に基づく建築物の環境配慮措置の取組の促進

一定規模以上の建築物を新築等する際に、断熱性の高さ等に併せ、リサイクル材料その他資源循環に配慮した建築資材の利用などの措置を講じるとともに、その内容の届出を義務付けた「建築物環境配慮制度」により、建築主による総合的な環境配慮の取組を促進します。

d 廃棄物のモニタリング強化

建設廃棄物の排出状況等の透明性を確保するため、電子マニフェストの普及促進を図ります。

e 大阪・関西万博会場整備計画における環境配慮に関する検討

パビリオン等の建設・解体にあたり、廃棄物の発生抑制、再生利用の取組を促進します。

2) 製造業

a 事業者による産業廃棄物の排出抑制の促進（再掲）

多量排出事業者に対し、排出抑制を指導・助言することに加え、業界団体を通じて排出抑制を働きかけます。また、廃棄物の発生抑制事例について情報発信することにより、排出抑制を促進します。

b 府域のプラスチックごみゼロの実現に資する製造工程のIoT化などの環境技術のイノベーション

製造工程においてIoTなどの技術を導入し、プラスチック原料等の使用量を効率化すること等により、廃棄物の排出抑制を促進します。

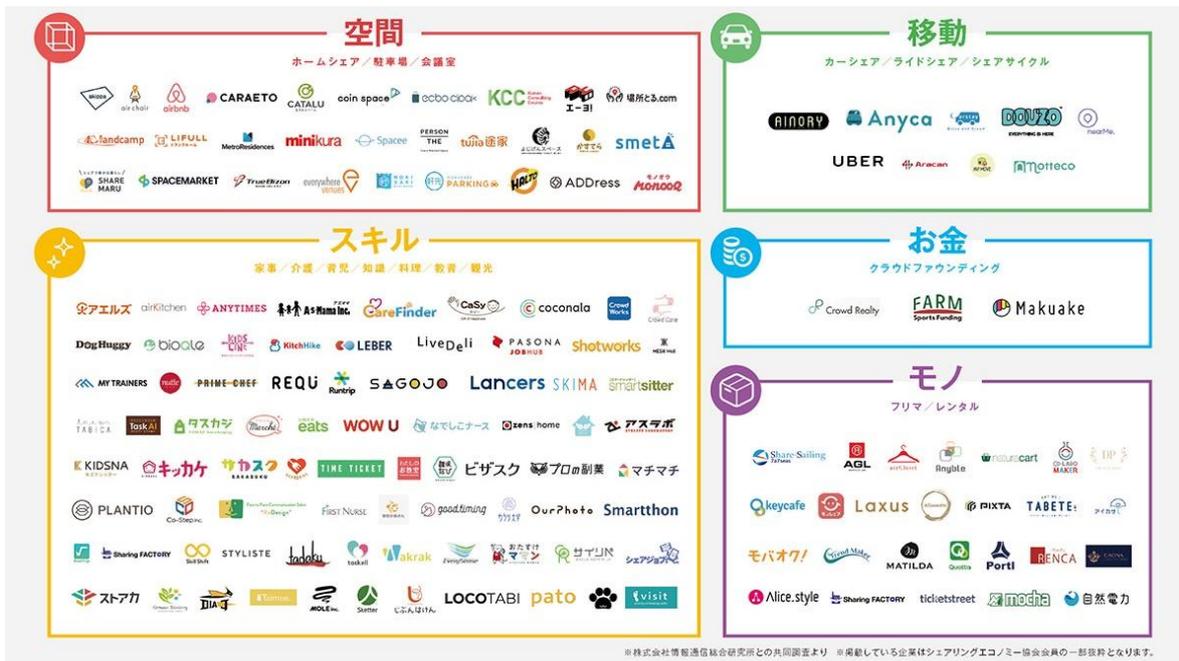
コラム ごみの発生抑制にもつながるシェアリングエコノミー

近年デジタル化が進み、インターネット上でより多くの情報を随時、不特定多数の個人の間で共有することが可能になったことにより、モノ・移動・空間・お金・スキルを共有する「シェアリングエコノミー（共有経済）」が拡大しています。

シェアリングビジネスは、提供したい（貸したい、売りたい）人と利用したい（借りたい、買いたい）人をマッチングさせるサービスを提供するもので、国内の事例としては、インターネット上で個人間の不要な物を売買できる「メルカリ」や、オンラインで新しい洋服などをリーズナブルな価格でレンタルできる「エークローゼット」、飲食店などが賞味期限や閉店時間が近づいて廃棄が予想される食品や料理をインターネット上に掲載し、お客が通常より安く購入できる「TABETE」などがあり、物を複数回・長期間使用し、資源を効率的に活用することで、環境面での効果も期待されます。

2020 年度における国内市場規模は約 2 兆円で、フリーマーケットやレンタルのサービスを提供する「モノ」の市場が約半分を占めています。2030 年度には約 14 兆円に達すると予測されており、今後の成長が期待されています。

シェアリングエコノミー領域 Map



出典：一般社団法人シェアリングエコノミー協会ホームページ

2 リサイクルの推進

(1) 一般廃棄物

1) 容器包装廃棄物などの分別収集の促進

府内市町村では、廃棄物処理法、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、食品リサイクル法及び小型家電リサイクル法に基づく適正なりサイクルを実施するとともに、自治会等への集団回収（新聞、雑誌等）報奨金の支給、ごみ分別アプリの導入等により、府民の分別排出を促進しています。このうち、容器包装のリサイクルについては、プラスチック製容器包装[†]を分別収集しているのが35市町村、紙製容器包装[†]が15市町に留まっています。

このため、市町村に紙製容器包装の分別収集や集団回収の実施を働きかけるとともに、市町村や廃棄物減量等推進員等と連携し、府民に資源化可能な紙類の分別排出の徹底等と呼びかける等、資源化可能な紙類のさらなる分別排出に理解と協力を求めています。（プラスチック製容器包装に関する施策については「3 プラスチックごみ対策」に記載）

2) 質の高いリサイクル（繰り返し再生利用可能な素材へのリサイクル）の促進

省資源化・資源循環の促進のためには、繰り返し再生利用可能な高い品質の再生素材へのリサイクルを優先し、エネルギー消費など地球温暖化への影響や経済面等も考慮した、質の高いリサイクルを推進することが重要です。

府では、循環資源（廃棄物）を使用した製品を認定する「大阪府リサイクル製品認定制度（なにわエコ良品）」を2003年度から運用し、そのうち「繰り返しリサイクルされる製品（なにわエコ良品ネクスト）」の認定についても2015年度から推進しています。

引き続き、市町村や産業支援機関と連携し、「大阪府リサイクル製品認定制度」の一層の周知を行い、なにわエコ良品ネクストの認定数の増加と府民によるリサイクル製品のさらなる利用を促進します。

また、従来なら廃棄処分されていた古着や廃材などを付加価値を高めて製品として生まれ変わらせる「アップサイクル製品」の情報提供を行い、普及拡大を図ります。



図 3-3 大阪府リサイクル製品認定マークとなにわエコ良品ネクスト認定製品例

(2) 産業廃棄物

現状では、廃棄物処理法、建設リサイクル法及び自動車リサイクル法に基づき、産業廃棄物のリサイクルが実施されています。

建設業においては、建設リサイクル法などに基づく取組で、建設廃棄物の再生利用は一定程度進んでいるものの、建設混合廃棄物[†]については排出量が減っておらず、再生利用率も依然として低い状況にあります。

一方、製造業においては、製造工程から出る端材等副産物の再生利用率は頭打ちの状況であり、さらなる向上には一層の意識改革や新たな技術革新などが必要です。また、排出事業者が分別・再資源化された後の利用方法まで把握していないなど、再生利用に対する一層の意識向上も必要です。

以上のことから、以下に示す施策を実施します。

1) 建設業

a 建設混合廃棄物の発生抑制及び再資源化の促進

分別解体や再資源化について周知や指導を行うことにより、解体工事等における適正な分別解体、分別排出のための取組及び適正なりサイクルを促進します。また、工事現場における建設廃棄物の分別事例等の情報発信を行うことにより、建設混合廃棄物の排出抑制を促進します。

さらに、建設工事から発生する廃プラスチック類等の分別・リサイクルを促進するため、産業廃棄物処理業者と建設業界団体等との連携強化を働きかけます。

b 公共工事における搬出先となる再資源化施設の指定の検討

国土交通省においてリサイクル原則化ルールの改定が検討されることから、その改定内容も踏まえ、再資源化施設の指定を検討します。

c 質の高いリサイクル（素材等へのリサイクル）の促進

排出事業者に対し、優良な再資源化施設への搬出を促進することで、マテリアルリサイクルやケミカルリサイクルを促進します。また、コンクリート塊については、再生砕石以外の先進的な再生利用を情報収集し、さらなる利用を検討します。

d 新技術の活用促進

例えば、廃木材については、木質ボード等として再利用した上で、最終的には燃料として利用するなど、建設廃棄物のカスケード利用[†]を促進します。

2) 製造業

a 質の高いリサイクル（素材等へのリサイクル）の促進

再生利用状況や素材として利用するための適切な分別に関する情報発信を行うことで、マテリアルリサイクルやケミカルリサイクルを促進します。

b 産業廃棄物のリサイクルの促進

廃プラスチック類をはじめとする産業廃棄物の自社内再生利用に関する事例や、マテリアルリサイクルやケミカルリサイクルが可能な処理業者等を選択できるような情報を発信するなど、さらなるリサイクルの促進に向け、周知啓発等を実施します。

3 プラスチックごみ対策の推進

(1) 一般廃棄物

府内市町村では、容器包装リサイクル法に基づき、家庭から排出される容器包装プラスチックの分別収集を行っています。しかし、可燃ごみには容器包装プラスチックが13%含まれており、適正に分別されていないものも残っています。

また、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う自宅での滞在時間の増加等、生活様式やビジネススタイルの変化により、飲食物のテイクアウトや宅配等が増え、容器包装プラスチックの排出量は顕著に増加しています。

このため、「おおさかプラスチックごみゼロ宣言」に基づいて、使い捨てプラスチックの削減を最優先としつつ、排出されたプラスチックごみのリサイクル等、有効利用の取組を推進していきます。



図3-4 おおさかプラスチックごみゼロ宣言の様子

1) ワンウェイプラスチックの排出抑制の推進

a ペットボトルの削減

府内の公共機関や小売店、空港等において無料給水機を設置する事例は増えてきており、関西広域連合ではマイボトルを使用できる店舗を検索できる「マイボトルスポット MAP」をホームページで提供しています。しかし、気軽にいつでもマイボトルを利用できる環境にはなっておらず、日常的にマイボトルを携帯する人は約3割と低い状況です。

このため、ボトル・給水機メーカーや水道事業者、NPO、市町村等と連携してマイボトルの普及啓発やマイボトルが利用できるスポットの増加、効果的な情報発信をめざす「おおさかマイボトルパートナーズ」の取組を引き続き推進し、府民のペットボトルの使用削減を促進します。



図3-5 マイボトルパートナーズのロゴマークと府庁内の給水スポット

b レジ袋の削減

2020年7月から全国一律にレジ袋が有料化され、8月に府民千人を対象に行ったアンケートでは、買い物でレジ袋を受け取らなかった人は約7割に達しています。

レジ袋有料化によりエコバッグの普及が進みましたが、さらにレジ袋を削減するため、市町村や小売店等と連携し、幅広い年齢層に継続して啓発することで、府民のレジ袋の使用削減を促進します。

c その他ワンウェイプラスチックの削減

テイクアウト等の増加によりワンウェイの容器包装プラスチックの使用が増えていることに加え、多くの日用品（洗剤等）や食品の容器としてプラスチック製容器が使用されているため、府民が持参するマイ容器（食品、飲料、洗剤等日用品の容器）で購入した物やサービス

で提供される水を持ち帰ることができる飲食店・小売店を紹介するなど、市町村と連携して府民に使い捨てプラスチックを使わないよう働きかけ、使い捨てプラスチックの使用削減を促進します。

また、イベントで使用する使い捨てのコップや皿等を削減するため、府がイベント事業の後援名義使用を承認する場合にプラスチックの3Rの取組を条件とする他、リユース食器を導入する主催者等への補助を実施する等、イベント実施者による使い捨てプラスチックの使用削減を促進します。

2) プラスチックごみの分別収集の促進

府内では、ペットボトルは全43市町村で分別収集を実施していますが、プラスチック製容器包装は35市町村に留まっています。また、製品プラスチックについては、分別収集を実施している市町村はありません。

このため、プラスチック製容器包装の分別収集を実施していない市町村に働きかけ、分別収集する市町村の増加を図ります。また、国が新たに製品プラスチックを回収対象とする方針を示したことから、今後の国の制度化を注視しながら、市町村での分別収集や製造・販売事業者による自主回収の実施を働きかけます。

3) 質の高いリサイクル（繰り返し再生利用可能な素材へのリサイクル）の推進

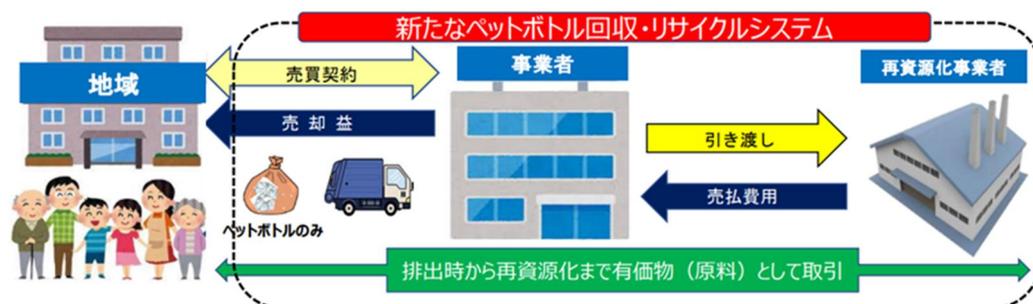
省資源化・資源循環を促進するためには、繰り返し再生利用可能な高い品質の再生素材へのリサイクルを進めていくことが重要です。プラスチックごみの中でも、廃ペットボトルは再びペットボトルとしてリサイクルする「ボトル to ボトルリサイクル」の取組が広がりつつあります。

このため、府は、市町村や事業者にきれいな廃ペットボトルの回収を働きかける等、コーディネーターとして「ボトル to ボトルリサイクル」を推進します（例：自治会等小学校区単位による回収、ビンとは分けてペットボトルだけの分別収集等）。

【参考】 大阪市の新たなペットボトル回収・リサイクルシステム

大阪市内では、地域コミュニティ（原則、小学校区単位）が家庭から出るペットボトルを有価物としてリサイクル業者に売却し、ボトル to ボトル等のリサイクルを行っています。

分別の徹底によりきれいなペットボトルを回収し、国内でのリサイクルを促進することで、プラスチックの資源循環を推進できることに加え、地域コミュニティが得られるペットボトルの売却益により、活力ある地域社会づくりにもつながっています。



第 63 回大阪市廃棄物減量等推進審議会資料を基に作成

4) プラスチック代替素材（バイオプラスチック、紙等）の活用促進

バイオマスプラスチックは植物由来のプラスチックで、燃焼してもカーボンニュートラル[†]となるため地球温暖化対策として、生分解性プラスチックは土壌中や海中で分解するため海洋プラスチックごみ対策として有効なため、バイオプラスチック（バイオマスプラスチック及び生分解性プラスチックの総称）や紙等を原油由来のプラスチックの代替素材として普及させることが重要です。

このため、府は、バイオプラスチック製品の事業化に取り組む先進的な府域の中小企業に対し、公設試験研究機関や大学、金融機関等とのマッチングの機会を提供し、共同研究による研究開発を促進するなど、バイオプラスチックビジネスへの挑戦を支援します。また、プラスチック代替素材・製品の普及を促進するため、プラスチック代替品の情報を把握し、事業者や府民への情報提供を行います。

なお、バイオプラスチックの新たな認証制度の構築や既存のリサイクルシステムとの調和、利用促進に向けた公共調達のあり方等については、国の動向を注視しながら、府民等に情報提供を行うなど必要な取組を実施します。

(2) 産業廃棄物

府内には、廃発泡スチロールを破碎・溶融し、脱泡したものを成形機で固めたインゴットや、廃プラスチック類を選別・破碎したのち、粒状の素材であるペレット等を製造することにより、製造工程の原料として利用できるよう成形を行う産業廃棄物処理業者があり、製造された原料は、メーカーによって再びプラスチック製品に加工されています。鉄鋼業や化学工業等の工場では、家庭や事業所から集めた廃プラスチック等を原料や燃料に使用しています。また、分別状態の良くない廃プラスチック類でも RPF（固形燃料）としてリサイクルされており、府内でも既に RPF 化を実施している産業廃棄物処理業者があります。

産業廃棄物である廃プラスチック類を素材等として再利用するマテリアルリサイクルやケミカルリサイクルをさらに進めるには、分別・再資源化されたものが、どのように有効利用されているか、リサイクルの質を排出事業者が把握することとともに、製造業においては、製造段階からリサイクルしやすい製品を作ること、消費者にも分かりやすく、さらなるリサイクルの取組につながる仕組みづくり、認証制度の構築による社会的価値の可視化、原料となるプラスチックの安定的な調達が必要です。

以上のことから、以下に示す施策を実施します。

1) 建設業

a 建設混合廃棄物の発生抑制及び再資源化の促進（再掲）

建設工事から発生する廃プラスチック類等の分別・リサイクルを促進するため、産業廃棄物処理業者と建設業界団体等との連携強化を働きかけます。

2) 製造業

a 府域のプラスチックごみゼロの実現に資する製造工程の IoT 化などの環境技術のイノベーション（再掲）

製造工程において IoT などの技術を導入し、プラスチック原料等の使用量を効率化するこ

と等により、廃棄物の排出抑制を促進します。

b 産業廃棄物のリサイクルの促進（再掲）

廃プラスチック類をはじめとする産業廃棄物の自社内再生利用に関する事例や、マテリアルリサイクルやケミカルリサイクルが可能な処理業者等を選択できるような情報を発信するなど、さらなるリサイクルの促進に向け、周知啓発等を実施します。

コラム プラスチックのリサイクルや代替の先進的取組

■ペットボトルのボトル to ボトルリサイクル

ペットボトルのボトル to ボトルリサイクルの割合は、2018年度ではペットボトル飲料販売量の12%程度に留まっていますが、大手飲料メーカー各社が2030年までにリサイクルボトル使用率50~90%をめざすと発表しており、今後大幅に増加する見通しとなっています。

民間事業者でも取組が始まっており、株式会社セブン&アイ・ホールディングスは、セブンイレブン等の店舗にペットボトル自動回収機を設置し、自社のプライベートブランド飲料のペットボトルにリサイクルしています。(グループ全体で759台設置(2019年2月現在))

<事業スキーム>



出典：第1回おおさかプラスチック対策推進ネットワーク会議資料

■プラスチック代替素材の活用

海洋プラスチックごみ対策や地球温暖化対策として、容器包装などのワンウェイプラスチックを土や海の中の微生物の働きで分解する素材(例：生分解性プラスチック)や植物由来のバイオマス素材(例：バイオマスプラスチック、紙)に代替する取組が広がっています。



生分解性プラスチックをセブンカフェ用ストローとして順次導入(セブン&アイHD)



容器重量の81%をバイオマスプラスチックに切替(日清食品HD)



外袋を紙パッケージに切替(ネスレ日本)

出典：各社ホームページ

【参考】グリーンプラ/バイオマスプラ識別表示制度

素材メーカー等の事業者団体では、生分解性プラスチック及びバイオマスプラスチックの識別及び普及促進等のために識別表示制度(認証ラベル)を運用しています。

<グリーンプラマーク>

生分解性と安全性が一定基準以上にあることが確認された材料だけから構成されるプラスチック製品



<バイオマスプラマーク>

有機資源(植物等)由来物質をプラスチック構成成分として所定量以上含む、バイオマスプラスチック製品



4 適正処理の推進

(1) 一般廃棄物

1) ごみの適正処理の推進

市町村や一部事務組合では、家庭や事業所から排出される一般廃棄物を法令等に基づき適正に処理するとともに、ダイオキシン類測定結果等の維持管理の状況を公表しています。また、府は一般廃棄物焼却施設の立入検査を実施しています。

引き続き、一般廃棄物の適正処理を推進するため、また、人口減少等の社会状況の変化等に適切に対応し、持続可能な適正処理の確保に向けた広域化・集約化を推進していくため、2019年8月に新たな「大阪府ごみ処理広域化計画」を策定しました。

広域化による効率的な廃棄物処理体制の構築、計画的な長寿命化対策や建替えの推進により、安定した廃棄物処理体制を維持し、継続的に適正処理を実施していくことが重要であることから、府は、市町村が施設整備に係る計画を策定する段階から、広域化に関するコーディネーターを務めます。

2) し尿及び浄化槽汚泥の適正処理と資源化の促進

生活排水の100%適正処理を早期に達成するには、地域の実情に適した生活排水処理施設の整備が重要です。このうち浄化槽の整備については、市町村が設置・管理運営を行う「公共浄化槽整備推進事業」による計画的な面的整備を推進しています。

浄化槽の整備を進めるには、浄化槽汚泥の安定的で効率的な処理体制の確保が重要であるため、老朽化が進んでいるし尿処理施設の長寿命化や将来の広域処理について、市町村等での検討が進むよう、コーディネーターとなり積極的に促進します。また、市町村が実施するし尿処理施設の施設整備等にあたっては、し尿処理由来の汚泥の有効活用が進展するよう、循環型社会形成推進交付金制度の活用等により、資源化設備の整備を推進します。

3) 最終処分場の確保

近畿2府4県168市町村は、大阪湾に埋立処分場を設置し、大阪湾フェニックス事業を推進しています。2032年度には2期処分場の埋立が終了する見込みであることから、次期処分場整備に向けた準備を進めています。

府及び市町村は、既存の最終処分場をできるだけ長く使用するため、3Rの取組をさらに推進することにより最終処分量の削減を図ります。また、今後も継続的・安定的な処理を行うため、圏域府県、市町村、港湾管理者等の関係者が十分に連携し、次期処分場の整備を進め、最終処分場を確保します。



図3-6 フェニックス大阪沖処分場

(2) 産業廃棄物

最終処分量の一層の削減は困難な状況であり、さらなる削減には一層の意識改革や新たな技術革新などが必要です。また、建設廃棄物の再生利用は一定程度進んでいるものの、建設混合廃棄物については排出量が減っておらず、最終処分量の削減も進んでいない状況です。

以上のことから、以下に示す施策を実施します。

1) 排出事業者への指導等による産業廃棄物適正処理の徹底

排出事業者に対し、産業廃棄物の適正処理を指導するとともに、立入検査や関係者への周知啓発により、不適正処理の未然防止・早期発見の徹底を図ります。



不法投棄



野焼き



野積み（保管基準違反）

図 3-7 廃棄物の不適正処理の例

【参考】ごみの不適正処理行為の未然防止、早期発見の取組

府では、山間部や塀に囲まれた事業所の敷地内など地上からではわかりにくい場所での不適正行為の未然防止、早期発見のため、定期的に大阪府警察本部地域部航空隊と連携してスカイパトロールを実施しているほか、産業廃棄物が広域に移動する状況を踏まえ、近隣府県や警察と連携した広域路上検問を実施しています。

また、産業廃棄物の不適正行為は建設系廃棄物である割合が高く、借地に野積みされることが多いことから、建設業者や土地所有者向けに、廃棄物の適正処理や不適正行為の被害防止のためのリーフレットを作成し、啓発活動を実施しています。



ヘリコプターからの巡視（スカイパト）



広域路上検問の様子

2) 産業廃棄物処理業者の育成・指導

処理業者に対し、産業廃棄物の適正処理を指導します。また、処理業者の優良認定取得への意識を高めるとともに、排出事業者へ優良認定を受けた処理業者を活用するよう、情報を発信します。

3) 有害物質を含む廃棄物の適正処理

廃石綿、廃水銀や PCB 等の有害物質を含む廃棄物の処理に係る法令を遵守するよう指導します。

4) 太陽光パネルのリサイクルの推進・適正処理

今後想定される、「太陽光パネルの廃棄」が短期間に集中する問題へ備え、廃棄される太陽光パ

ネルの処理の受け皿となるリサイクル事業者の処理能力を有効活用する方策を検討します。

5) 建設廃棄物のモニタリング強化（再掲）

建設廃棄物の排出状況等の透明性を確保するため、電子マニフェストの普及促進を図ります。

(3) 災害発生時における廃棄物処理の備え

府内でも 2018 年に大阪府北部地震や台風 21 号等の自然災害が発生するなど、近年、全国的に自然災害が頻発しています。府は、「大阪府災害廃棄物処理計画」を策定し、災害廃棄物対策の基本的な考え方や手順等を取りまとめるとともに、国の実施する計画策定モデル事業への参加や災害廃棄物処理に係る研修・訓練等を通じて、市町村の災害廃棄物処理計画策定の支援を実施しており、府内では 2020 年 3 月末時点で 16 市が策定済みです。

災害発生時に、ごみ、し尿等の廃棄物を適正に処理できるよう、府内の全市町村による災害廃棄物処理計画の策定が必要であることから、災害廃棄物処理に係る研修等を実施し、市町村に対し計画策定の重要性を啓発するとともに、国の計画策定モデル事業への参加等を通じて、市町村の計画策定の支援を行います。

また、南海トラフ巨大地震等の大規模災害発生時においては、国、都道府県、市町村、民間事業者の連携が必要であるため、市町村等と連携し、発災前から地域ブロック等での相互支援体制の構築などの体制整備を実施します。

コラム 今からできる！大規模な自然災害の発生に備える取組

2018年の「大阪府北部地震」や「台風21号」によって、府内でも大きな被害に見舞われ、塀の倒壊や屋根の損壊、家財の破損等により合わせて約6万トンの災害ごみが発生しました。



(左・中央) 大阪府北部地震の被害の様子 (右) 台風21号時に積み上げられた災害ごみ

出典：令和元年度大阪府災害廃棄物対策研修資料

しかし、南海トラフ巨大地震等の大規模地震が起きると、これとは比べ物にならないほどの災害ごみが発生します。災害ごみは、街中に滞留し道路が塞がることにより救助活動の支障となる他、生活環境の悪化を招くだけでなく、街の復旧・復興のスピードにも大きな影響を及ぼします。

大阪府域では、大規模地震により約2千～4千万トンの災害廃棄物が発生すると想定されています。これは東日本大震災にも匹敵する量で、大阪府の一般廃棄物総排出量(308万トン：2019年度)の約7年から13年分に相当する膨大な量であるため、災害ごみをできるだけ出さないために普段から以下の行動をしておくことが大切です。

その1 家具などを固定する！

家具や家電製品を壁に固定し、倒れにくくしておくことで、破損を防ぐことができ、身を守ることができます。



その2 要らないものを整理する！

押入れや物置にしまい込んでいる物が部屋に散乱すると大変危険ですし、片付けも大変になります。普段から要らないものを「断捨離」し、リユースやリサイクルなどをおこなしましょう。



5 各主体の役割

計画の達成に向けて各主体（府民、事業者、市町村、府）が実施すべき行動を施策の4つの柱ごとに整理し、以下に示します。各主体は、それぞれの果たすべき役割を認識したうえで、連携・協働し、3Rや適正処理に取り組んで行くことが必要です。

(1) リデュース・リユースの推進

		生活系ごみの削減	事業系ごみの削減	リユースの促進	産業廃棄物の削減
行動指針	府民	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 詰替え商品、簡易包装の商品を選択する。 ▶ 必要なものを必要な量だけ購入する。 ▶ 賞味期限等の期限表示を理解する。 ▶ 作り過ぎや食べ残しを削減する。 		<ul style="list-style-type: none"> ▶ 物は丁寧に使用し、使い終わった物はリユースする。 	
	事業者	<ul style="list-style-type: none"> ▶ ごみになりにくい商品設計、製造する。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 資源化可能な紙類等を焼却ごみから分別する。 ▶ 食料品の売れ残り等が出ないよう商習慣（納品期限の緩和、適正受発注等）を見直す。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 長期間使用できる高耐久性の商品を設計、製造する。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ ごみになりにくい商品設計、製造する。 ▶ 製造工程で発生する副産物を有効利用する。
	市町村	<ul style="list-style-type: none"> ▶ ごみ処理有料化を実施する。 ▶ 住民による環境に配慮した消費行動を促進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 事業者による環境に配慮した消費行動を促進する。 ▶ 資源化可能な紙類等の搬入禁止等を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ ごみ処理有料化を実施する。 ▶ 交換場示板の活用やイベントにおける交換会などにより、リユースを推進する。 	
	府	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 市町村にごみ処理有料化を働きかける。 ▶ 府民の食品ロス削減に関する認知度向上や行動変容を促進する。 ▶ 各主体の自主的な取組を促進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 市町村に資源化可能な紙類等の搬入禁止等の実施を働きかける。 ▶ 流通の各段階で発生している食品ロスの削減の取組を展開する。 ▶ 各主体の自主的な取組を促進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 庁内での紙類の削減や机・椅子等の物品、文房具等の消耗品のリユースに取り組む。 ▶ 各主体の自主的な取組を促進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 排出事業者に対し、排出抑制を指導・助言する。

(2) リサイクルの推進

		分別排出の促進	建設混合廃棄物の発生抑制	質の高いリサイクルの促進
行動指針	府民	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 市町村のごみ分別・排出ルールに沿ってごみを分別排出する。 ▶ 紙類等の集団回収に積極的に取り組む。 ▶ 使用済家電、自動車は適正にリサイクルする。 		<ul style="list-style-type: none"> ▶ 購入時はリサイクル製品を選択する。
	事業者	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 資源化可能な紙類等を分別排出する。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 工事現場での分別を徹底し、混合廃棄物の発生量を削減する。 ▶ より資源ロスを減らすため、排出段階での分別を徹底する。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 原材料には可能な限り再生資源を利用する。
	市町村	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 紙製容器包装等の分別収集を拡充する。 ▶ 住民や事業者による分別排出を促進する。 		<ul style="list-style-type: none"> ▶ リサイクル製品の普及啓発に協力する。
	府	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 市町村に紙製容器包装等の分別収集の拡充を働きかける。 ▶ 各主体の自主的な取組を促進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 分別解体や再資源化について周知・指導を実施する。 ▶ 工事現場における建設廃棄物の分別事例等の情報発信を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 積極的に再生品を利用する。 ▶ リサイクル製品の認定や普及啓発を実施する。 ▶ 事業者によるより質の高いリサイクルを促進するため、リサイクル事業者の情報等を提供する。

(3) プラスチックごみ対策の推進

		ワンウェイプラスチックの削減	容器包装・製品プラスチックの分別収集の促進	質の高いリサイクルの促進
行動指針	府民	<ul style="list-style-type: none"> ▶ マイバッグやマイボトル、マイ容器を使用し、ワンウェイプラスチックの使用を極力控える。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 市町村のごみ分別・排出ルールに沿ってプラスチックごみを分別排出する。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ ペットボトルの排出時は、キャップ・ラベルの除去を徹底し、ボトル to ボトルリサイクルに協力する。
	事業者	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 詰め替えや簡易包装の商品を製造・販売する。 ▶ マイ容器への商品提供に取り組む。 ▶ 商品の原材料のプラスチック代替素材（バイオプラスチック、紙等）への切替を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 使用済製品の自主回収に取り組む。 ▶ 事業系廃プラスチック類は産業廃棄物として排出する。 ▶ 廃プラスチック類を再生利用できる処理業者に委託する。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ ペットボトルのボトル to ボトルリサイクルに取り組む。 ▶ マテリアルリサイクルやケミカルリサイクルが可能な処理業者に委託する。
	市町村	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 住民によるワンウェイプラスチックの削減を促進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ プラスチック製容器包装の分別収集を拡充する。 ▶ 製品プラスチックの分別収集を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ ペットボトルのボトル to ボトルリサイクルに取り組む。
	府	<ul style="list-style-type: none"> ▶ ワンウェイプラスチックの削減や代替に関する各主体の自主的な取組を促進する。 ▶ マイ容器が使用できる店舗の情報提供を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 市町村によるプラスチック製容器包装や製品プラスチックの分別収集を促進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 事業者や市町村によるペットボトルのボトル to ボトルリサイクルをコーディネートする。 ▶ 事業者によるより質の高いリサイクルを促進するため、リサイクル事業者の情報等を提供する。

(4) 適正処理の推進

		一般廃棄物の 適正処理	産業廃棄物の 適正処理	最終処分場の確保	災害発生時の 廃棄物処理の備え
行動指針	府民	<ul style="list-style-type: none"> 市町村のごみ分別区分を再確認するとともに、ルールに沿ったごみの排出を実践する。 	<ul style="list-style-type: none"> 自らの敷地内に不法投棄されないよう管理する。 	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物の3Rに積極的に取り組み、排出量を削減する。 	<ul style="list-style-type: none"> 災害時に退蔵ごみ⁺を排出しないよう、平時から留意する。
	事業者		<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物を委託処理するときは、契約を書面で締結しマニフェストを交付する。 有害物質を含む廃棄物は、他の廃棄物と混ぜずに適正に処理する。 	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物の3Rに積極的に取り組み、排出量を削減する。 	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物処理に関連する事業者は、平時から処理技術の集約、検証、継承を実施する。
	市町村	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物の適正な中間処理及び最終処分を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物不適正処理対策会議を通じて不適正処理防止の啓発及び早期発見に向けた連携を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 住民による廃棄物の3Rの取組を促進する。 	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物処理計画を策定する。 災害対応視点から処理施設を整備する。 関係機関・団体との連携体制の構築、訓練等により処理体制を構築する。
	府	<ul style="list-style-type: none"> 処理施設への立入検査を継続して実施する。 市町村のごみ処理広域化の調整をする。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者に対して適正処理に関する情報提供、指導を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者による廃棄物の3Rの取組を促進する。 	<ul style="list-style-type: none"> 広域的な対応のための円滑な連携といった観点から関係機関・団体との連携体制を構築する。

6 留意事項

上記施策の実施に当たっては、以下の事項に留意します。

(1) 関連計画との整合

プラスチックごみの3Rや適正処理については、海洋プラスチックごみの発生抑制につながることから「大阪府海岸漂着物等対策地域計画」に掲げる目標を踏まえたうえで施策を進めていきます。また、プラスチックごみのリサイクルや焼却量の削減、廃棄物の焼却時の熱利用（発電や温水利用等）は、二酸化炭素の排出削減につながることから「大阪府地球温暖化対策実行計画」や、「大阪府食品ロス削減推進計画」「大阪府・大阪市 SDGs 未来都市計画」の施策とも整合を図り、廃棄物の3R及び適正処理の取組を実施します。

(2) 環境分野以外との連携

a 教育分野

2050年の社会を動かしているのは現在の小中学生であることから、新たに物を買わない「シェアリングサービス」や、使い捨てプラスチックの使用削減等のごみを出さないライフスタイル、食品ロスの削減も含めた食育の重要性について、「環境教育」と「消費者教育」の両面から、教育機関と連携して進めていきます。

b 福祉分野

大阪府人口ビジョン（2016年3月）では、2040年には高齢者が全体の35.9%まで増加すると予測しており、高齢者のごみ出しに支障が生じる恐れがあるため、市町村においては、福祉部局と連携し、見守りと併せてごみの戸別回収を行うなどの取組を検討することが必要です。

c 商工分野

シェアリングやリユース等のサーキュラーエコノミーを拡充していくため、経済団体、産業振興機関、商工部局と連携し、シェアリングビジネスやリサイクル産業の振興、プラスチック代替品の開発普及、リサイクル製品の普及などに取り組みます。

d 建設分野

建設工事における建設廃棄物の分別排出の徹底、適正処理、再生利用を推進していくため、関係部局や関係業界団体と連携して取り組みます。

e 上下水道分野

水道部局と連携し、公共施設への無料給水機を増やしていきます。また、汚泥については、市場性と費用対効果を考慮し、環境効率性（ライフサイクルCO₂や再資源化）も含めた最適な廃棄物処理となるよう、検討していきます。

(3) ポストコロナ社会への対応

新型コロナウイルスの感染拡大により経済活動が大きく停滞していることに加え、テレワークや自宅での食事が増加する等、ビジネススタイルやライフスタイルに大きな変化が生じています

が、新たに、オンライン会議やはんこレス等のデジタル化も急速に進んでいます。資源循環分野においても、コロナ禍における経済活動や生活様式の大きな変化や、コロナ禍からより環境に配慮した社会・経済システムへの復興をめざす「グリーンリカバリー」の考え方も踏まえて、取組を推進していきます。

(4) 大阪府の率先行動

府では、環境負荷のできるだけ少ない物品等の調達を推進するため、「大阪府グリーン調達方針」を定め、庁内におけるリサイクル製品の調達等を実施しています。併せて、3R推進のため、会議等のペーパーレス化や両面コピー・2アップ印刷の推奨等によるコピー用紙の使用削減、紙ごみ、缶、びん、ペットボトル等の分別にも取り組んでいます。

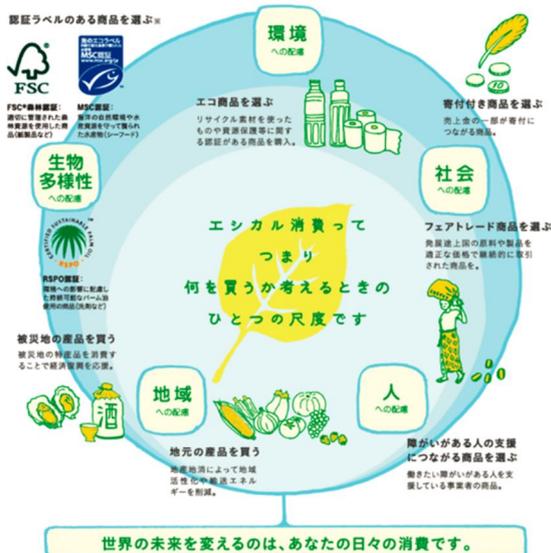
府は、自らが大きな排出事業者であることから、プラスチックに関して、「おおさかプラスチックごみゼロ宣言」の取組として、職員のマイバッグ・マイボトルの活用、会議において使い捨てプラスチック容器を使用しないこと、府有施設に設置する自動販売機のプラスチック容器メニューの削減などに率先して取り組みます。また、グリーン購入をさらに推進し、環境負荷の少ない物品等の開発・市場形成、府民や事業者、市町村によるグリーン購入を促進するとともに、引き続き3Rに率先して取り組むことで、府民や事業者と協力して循環型社会の構築を進めていきます。

コラム エシカル消費ってなに？

私たちは日々多くの商品を買って、消費していますが、その商品がどこで、誰の手によって、どのように作られたか、ということを考えてことはあるでしょうか。

このように、商品の生産背景を意識し、人・環境への負荷、社会貢献などを重視して生産された商品・サービスを消費する「エシカル消費（エシカル＝倫理的、道徳的）」が、近年注目されています。

「エシカル消費」でどんなことが応援できるでしょうか。
具体例の一部を見てみましょう。



出典：消費者庁リーフレット「エシカル消費ってなに？」、消費者庁パンフレット「みんなの未来にエシカル消費」

エシカル消費の取組み方は様々ありますが、例えば次のようなものが挙げられます。

- ・ 食品は必要な時に必要な量だけ購入する。
- ・ リサイクル素材を使ったものや省エネ製品など環境に配慮した商品を購入する。
- ・ 被災地復興、過疎地再生、障がい者自立などの支援につながる商品を購入する。

私たちの毎日の消費行動が、人や環境、社会にも影響を与えているということを、一人ひとりが自覚しながら生活することで、地球の未来が大きく変わっていくかもしれません。

過去の申請相談（申請に至らなかったもの）

	相談時期	リサイクル製品	不可の理由	備考
A社	2021.9	芝生保護材	循環資源の発生場所が大阪府内であると証明できず（製造場所は大阪府外）	エコマーク認定済み
B社	2022.8	軽量モルタル （埋戻材）	循環資源の配合率が認定基準を満たさず （参考）認定基準：埋戻材は循環資源を70%以上使用していること	
C社	2022.8	ため池の遮水材	大阪府リサイクル製品認定制度およびエコマークで認定基準がなし	
D社	2023.7	堆肥	大阪府リサイクル製品認定制度およびエコマークで認定基準がなし	
E社	2023.9	かばん等	大阪府リサイクル製品認定制度およびエコマークで認定基準がなし	アップサイクル製品